

- 7月1日2日にかけて、一般質問が行われ、日本共産党京都府会議員団からは、前窪・光永・島田・梅木の4議員が質問に立ちました。今号では、その大要と、他会派の一般質問（大要）の一部をご紹介します。
- 議会は5日から6日に常任委員会審議、7日に特別委員会審議を行い、9日には閉会本会議が開催されます。閉会本会議の開会は、午後1時の予定です。

前窪 義由紀（日本共産党、宇治市・久世郡）99, 7, 1

1、国や他府県の動向、世論の高まりに応え、遅れている府の情報公開条例を改正せよ

日本共産党の前窪義由紀です。私は、通告している事項について知事並びに関係理事者に質問します。

まず、京都府の情報公開条例の改正についてであります。

京都府の情報公開条例は1988年4月1日施行されました。それ以後、今日までこの情報公開条例を使って、官官接待、食糧費、旅費などの廃止や透明化を求めた公開請求、審議会や協議会など付属機関の会議・議事録の公開要求などが行なわれてきました。また、市民オンブズマン運動や住民運動の中で、情報公開制度の改善を求める要求も広がってきました。98年度でも、512件の公開請求が行なわれましたが、そのうち、全部公開が287件にとどまっています。部分公開、非公開、文書不存在などの制約が多くあり、条例施行後約10年を経て、本府の情報公開条例の限界もはっきりしてきました。

一方、国の情報公開法は、本年5月7日に成立し、やっと日の目をみることになりました。この法は、国民の「知る権利」を明記せず、国会を対象外にするなど問題点を残していますが、情報公開請求権者を「何人も」としていること、公開対象に国家公安委員会を含めていること、電磁的記録も公開対象にしつつ、本府も含め多くの自治体条例が「決裁、供覧等の手続きが終了したもの」とする限定よりは広くしていることなど、多くの自治体条例よりも進んだ内容が盛り込まれている部分もあります。

本年6月16日付読売新聞は、6月15日までに行なった情報公開に関する全国調査結果を報道しています。それによると、国の法制定の動きに沿って都道府県のうち、すでに情報公開に関する条例を全面的に改正したのは、東京、宮城、高知など6都道府県、一部改正したのは、滋賀、三重など13県、さらに改正を検討しているのは京都、大阪など20府県で、今のところ条例改正の予定がないのは8県となっています。改正内容では、「知る権利」・行政の説明責任を条例に明記、外郭団体など自治体が出資する法人の情報公開についての規定を明記するなどとなっています。また、共同通信社の調査では、宮城、三重、大阪など10都府県が、公安委員会・警察の公文書を情報公開条例の対象にする方針だとしています。

国の情報公開法の制定は、すでに制定されている自治体の条例改正の流れを加速したり、未実施自治体の制度化を促しています。また、法は、自治体にとっては一種の標準法であって、必ずしも内容を強制されるものではありませんが、少なくとも改正された自治体の条例では、当然とはいえ法の内容がクリアされているのが特徴となっています。

情報公開法や他の都道府県の改正された条例と、本府の情報公開条例の水準を比較すれ

ば、本府条例の水準の低さが目立ちます。この機会に大胆に見直しを図り、国の法律の内容を超える、より積極的・前進的な制度へ改正する時期ではないでしょうか。

既に、本府議会においても議会の情報公開にむけて「21懇話会」を発足させ、各会派の意見調整がはじめられています。わが党議員団は、これまで府条例の制定時に修正案を提出するなど、「もっと府民に開かれた制度に」と具体的提案を行なってきましたが、国や他の自治体の動き、情報公開への世論の高まりなど、最近の本府をとりまく情勢の変化をふまえ、改めて、現行の京都府情報公開条例の改正を強く求めるものであります。

知事の所見を伺うものです。

2、警察情報、電磁的記録、意思形成過程の情報等も公開対象にせよ

【前産】 次に、情報公開条例の改正にあたっては、第一に、実施機関に公安委員会を含め、犯罪捜査など一定の制約があるものの、警察情報も公開対象にすること。第二に、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等の電磁的記録も対象にし、「決済又は閲覧の手続きが終了した文書」の限定を外し、公開対象の範囲を拡大すること。第三に、非開示条項の適用範囲を限定し、意思形成過程の情報も公開すること。第四に、出資法人等の情報公開については、府から出資、出えん、補助金の交付を受けている法人等には情報公開の努力義務を条例化し、法人等は規程を定め自主的に情報公開に努めること。の内容が盛り込まれるべきだと考えますが、知事並びに警察本部長の所見を伺います。

【知事】 公安委員会については警察業務の特殊性から全国統一的に取り扱われることが必要である。電磁的記録については、情報化の急速な進展を踏まえた対応が必要である。意思形成過程の情報は公開することによる誤解や混乱を招く恐れがあるので多くの府県と同様、対象外にしてきたところである。これらの取り扱いについては有識者で構成される京都府公文書公開審査会の意見を慎重に検討したい。外郭団体については公益法人の指導監督基準および自治省から示された第三セクター指針などにもとづき情報の公開を進めたい。

【警察本部長】 公安委員会も情報公開条例の実施機関にすべきではとのご質問であるが、警察官等は国との緊密な連絡を保つとともに他の都道府県警察との相互協力が義務づけられるなど常に全国的な斉一を確保しながら進められる必要がある。また警察が保持する情報は業務の特殊性から犯罪の予防を捜査することに関する情報など秘密の保持が強く求められるものが多いので、公安委員会を情報公開条例の実施機関とする場合には国の制度との均衡を図るなど、警察業務に支障をきたさない仕組みが必要である。そのため国や他府県警察の動向を見定めながら適切に対処したい。

【前産再質問】

知事にうかがっているのは、情報公開の条例を改正する意思があるのかないかということだ。審査会に諮問する場合に条例の改正をする意思を明確にして中身を諮問すべきだ。改正する気があるかないか、この点をはっきり答えられたい。

警察情報は色々あるが実施機関にすべき、こういう姿勢を私は問うている。その立場にたっているのかどうかだ。

【知事】

電磁的記録については、情報化の急速な進展を踏まえた対応が必要であると考えている。とういことはとういことを国の動向、あるいは現在のことを考えて改正する方向もある。こういう意味で話した。

3、教職員の国基準なみへの増員、専科教員を全校に配置せよ

【前達】 次に、教職員の国基準並みへの増員、小学校への専科教員の配置について質問します。

「もっとわかる授業にしてほしい」「音楽、図工、体育は専門の先生で」という子供たちや保護者の願い、「授業の準備にもっと時間がほしい」「不登校やいろんな子供の相談にじっくりのってやりたい」など教職員の声、このような要求の実現には、教員を増やすことが不可欠です。

学校の教員数は、国の「教職員定数の標準に関する法律」で決められています。この法律をもとにして、学級数に応じてその学校に配置される教員の数が決まっていますが、京都府教育委員会は、国の配置基準より低い独自の「定数基準」を設けているため、小学校でも、中学校でも国の基準より教員の数が少ない学校がたくさん残されています。さらに、府の配置基準も定数内講師でかろうじて充足させている状況です。府下では、6学級以上の小学校で1人～2人、ほとんどの中学校で1人～3人少なくなっています。

ちなみに私の地元を例にすると、今年度の教職員組合の調査では、宇治市の小学校22校のうち国基準より2名少ない学校が4つの小学校、1名少ない学校が5つの小学校、中学校では1名から4名少ない学校が7校に及んでいます。国基準より27名も少ないのです。このため、教員1人当たりの指導時間数が3～4時間も多くなっていること、教員の現職死亡や1ヵ月以上も病気休養をとらなければならない事態が広がってきていることが報告されています。また、こんなことでは他府県では当たり前になりつつある専科教員も到底置くことはできません。せめて教職員の国基準並みの配置を行ない、こんな事態の改善を急ぐべきと考えますが、いかがですか教えてください。

京都市でも従来から、専科教員の全校での配置が父母や教職員の切実な要求になってきました。二度にわたる市長選挙や先の一斉地方選挙での争点にもなり、粘り強い市民的な運動としてとりくまれていたものです。その結果、今年5月から、49の小学校で28人の音楽、図工、体育の専科教員の配置が実現しました。配置された教員は非常勤で、複数の学校を担当するなど問題点もありますが、京都市会文教委員会でもわが党議員の質問に対し、理事者が「今後とも充実を図る。今年度だけの措置でなく継続していく」と答弁しています。このままでは、京都府下と京都市内の学校で教育の重要な内容に格差が生じると思われるが、文部省の枠をこえる今回の京都市の対応についてどのように受けとめているのか。教えてください。

また、昨日、教育長は、2学期から文部省の研究調査事業として、専科教員の配置を行なっていきたい、と答弁しました。そのことは、従来の姿勢を改めたものとして受け止めるものですが、京都市内をふくめ、対象の小学校10校では少なすぎます。

文部省の事業に止まらず、本府として専科教員の全校への配置を検討すべきと考えますが、いかがですか。

【教育長】 教職員の配置について、標準法に定める基準は文部省が各府県ごとの教職員の総定数を算出するためのものである。各府県はそれぞれの学校の実態に応じてその総定数内で配置できることになっている。府教育委員会は標準法の趣旨に則し学校規模に応じた配置を基本にしながら、これに応じた指導やいじめ、不登校など教育課題に適切な対応ができるよう必要な教職員を配置している。

専科担当教員については、2学期から調査研究事業に取り組めるよう準備を進めており、小学校高学年の理科、音楽、体育などの教科に非常勤講師を配置して研究したい。教職員

の定数配置については国の標準法により定められているが、審議委員会の答申を受けて新たに専科教員の活用が課題となり、多くの検討課題があるので、全国的にも調査研究が必要となっている。府教育委員会としてはこれらの文部省の国庫補助を受けて調査研究にとりくむ。

京都市教育委員会がとられた対応は教職員の任命権をもつ市教育委員会が独自に対応されたものと理解している。

4、府南部へ養護学校建設を。スクールバス増車と全車両を超低床式に

【前窪】 次に、宇治市を含む南部への養護学校の建設について質問します。

「元気な子どもが近くの学校に通っているのに、障害をもち体の弱い子どもが、何で往復3時間もかけて遠くの学校に通わなければいけないのか」この切実な声がなかなか届きません。養護学校に通う児童・生徒が140人以上もいる宇治市には、養護学校が1つもないため、障害のある子供たちは、長岡京市や精華町、城陽市、京都市内の養護学校まで通学をしなければなりません。

「バスのなかでおしっこが出たらこまるから、朝ごはん食べたくない」こんなことを宇治市から向ヶ丘養護学校に通っていた肢体不自由のF君が、小学部の頃お母さんに言ったといいます。私どもは、このような問題の解決をくりかえし求めてまいりましたが長年放置されてきました。粘り強い保護者をはじめ教職員の要望もあり、ようやく超低床式のスクールバスの導入が始まりましたが、根本的な解決のためには養護学校を新設する以外ありません。

京都府南部（乙訓局・山城局）の1995年から98年の障害をもつ児童・生徒数の状況を見ると、小学校の障害児学級の児童は14人増えていますが養護学校の児童は28人減っています。中学校の障害児学級の生徒数は60人減っていますが養護学校の生徒は38人も増えています。このことは小学校とは逆の傾向で、かなりの障害児学級の子供が中学校に行く段階で、養護学校に転入していることを示しています。別の角度から見ると、生活の場から遠く離れた学校へ通う困難さから小学校の障害児学級には、相当障害の重い子供が通学を余儀なくされているのではないかと思います。

全国の養護学校における児童・生徒数の実態を「97年度学校基本調査報告書」により京都府内の養護学校と比較してみると、小学部では30人までの学校が800校中444校で全体の55.5%ですが、京都では13校中3校で23%にすぎません。中学校部では、800校中576校で全体の72%をしめていますが京都では13校中4校で31%だけあります。このことは、1987年以降、10年以上も養護学校の新設を行なってこなかったため、京都の養護学校はきわめて大規模のまま放置されていることを如実に表しているものです。それはまた、長時間のバス通学、職業病の激発など子供と教職員の教育条件、教育環境が悪化の一途をたどってきたことでもありました。

今、21世紀を目前に、障害児教育は「発達とノーマライゼーションを統一的に保障する」という新しい時代に入ろうとしています。このような障害児教育をめぐる諸問題を一刻も早く解決するため、教育委員会の姿勢が問われているのではないのでしょうか。

宇治市を含む南部に養護学校の新設をすべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

また、新設までの間、スクールバスの増車で通学時間の短縮をはかること、必要な全車両を超低床式に切り替えるよう強く求めるものです。教えてください。

【教育長】 養護学校は、児童生徒数の推移等にもとづき計画的に整備をすすめており、通学条件の改善を含め既設校における教育の充実に努めたい。

スクールバスについては、すでに平成9年度から更新期を迎えたバスについて、順次、超低床型に切り替えており、現在、増車した3台のバスを含め8台の超低床型バスを運行している。今年度も増車2台を含む4台の超低床バスを購入する予定である。

5、向日が丘療育園の改築にあたっては府全域の療育拠点らしい機能が必要。方針と完成年次はどうか

【前窪】 次に、障害児の療育事業の充実・向日が丘療育園の改築について質問します。

近隣の滋賀県、奈良県にはすでに10年ほど以前から県内の障害児支援ネットワークの拠点の施設として滋賀県立小児保健センター、奈良県立心身障害児総合通園センターが設置されています。京都府にはそれらに該当施設は存在せず、障害児とその家族を様々な側面から支援するネットワークの整備は大きく立ち遅れており、父母をはじめ障害者団体や現場職員などから施設整備が切実な要望としてだされているものです。

政府の障害者プラン「ノーマライゼーション7か年戦略」でも、「地域における障害児療育システムの構築」として95年12月に基本方針がだされています。その内容は、①各都道府県において、療育に関する専門的指導等を行なうことのできる、障害児療育の拠点となる施設の機能の充実をはかるとともに、市町村が行なう心身障害児通園事業等の地域療育に対し、障害児通園施設等が指導・支援する事業を、概ね人口30万人当たり概ね2カ所ずつを目標として実施する。②障害児通園施設の見直しを図り、障害の種別にとられない利用をはかる。③在宅の障害児が身近な場所に通うことができるよう、保育所等を活用した小規模の心身障害児通園事業及び重症心身障害児・者のための通園事業を約13,000カ所を目標に計画期間内に整備する、等であります。

そんな状況の中で、「障害児の療育事業の充実の観点から、府全域の療育拠点としての改築を検討するための調査」として、府の98年度補正予算に100万円の向日が丘療育園整備調査費が計上されました。私は、今回の改築にあたっては、厚生省の認可施設として整備を行ない、府全域の療育拠点として、1つは、障害児専門医療機関を併設した心身障害児総合通園センターの機能を有すること。2つは、府内の障害児・者の就学前、学齢期、成人期等全てのライフステージに応じた支援が可能となる中核施設としての機能を有すること。が必要だと考えます。

向日が丘療育園の改築について、どのような位置付けをしていますか、基本方針を伺うものです。合わせて、この改築計画の完成年次は何時になるのか、教えてください。

【保健福祉部長】 向日が丘療育園は南部地域の障害児の療育拠点の役割を果たしてきた。近年、障害の重度化、長期化が進むなかでより高度な療育や市町村が実施している障害児通園事業等の専門性を高めるための支援が求められている。向日が丘療育園の改築にあたってはこれらも念頭に置きながら府立施設にふさわしい役割が果たせるよう施設の規模や機能、建設時期等、全体計画について現在、検討を続けている。

【前窪再質問】 これは現場ですでに管理職の方が平成15年を目途に、拠点施設として改築する旨の論議をされているのだから、議場でなぜそれが言えないのか。はっきりされたい。

【保健福祉部長】 京都府としては施設の機能など全体の計画について現在、検討中である。

6、木幡池の整備計画策定と当面、抜本的な浚渫を急ぐべき。

【前窪】 木幡池（堂の川）の整備計画について質問します。昨年も8月の末の台風4号、台風7号にともなう大雨は全国各地に大きな被害を与えました。堤防の決壊、崖崩れなど尊い人命をはじめ家屋や田畑など貴重な財産をみるも無残に奪い去っています。今年も、ここ数日来、梅雨前線の活発な活動による大雨は、猛威をふるい全国・府下いたるところで大変な被害を与えています。被害者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げると同時に、本府をはじめ関係当局には、復旧を急ぎ災害に強い街づくりへの積極的対応を求めているものです。

さて、木幡池の治水計画と親水公園としての整備要望については、地元の自治会の連合である木幡区から毎年のように要望書が出されており、本府議会でも度々取り上げられてきています。私も、宇治市議会の場で何回も質問してきました。その都度宇治市当局は、「京都府に対し、親水性や生態系に配慮した治水計画を立案していただき、早期に木幡池の親水公園化をはかっていただくよう要望を行なっている」「京都府においては、本市の意向を汲み取っていただき、治水計画の許可申請をしていただいております、現在、建設省において審査中と聞いている」などと答弁を繰り返してきました。そして、昨年の9月宇治市議会では「木幡池すなわち堂の川の治水計画については、過日、京都府より建設大臣の許可がおりたと聞いております。許可の内容につきましては治水上必要な木幡池の役割や、池の範囲について明確にされたと聞いております。今後は治水計画に基づきまして北池、中池、南池の3つの池の遊水池として整備計画が立案されることになる」として「本市としても、木幡池の整備計画が早期に立てられるよう京都府に強く要望してまいりたい」と答弁しています。

木幡池は、治水上の重要な機能や水と緑の貴重なオープンスペースとして、整備が急がれています。そして、これまでも京都府の姿勢が問われ続けてきたものであります。

そこで質問ですが、河川法79条による建設大臣の許可が何時下りたのか、許可の内容については、地元の自治会などに公表すべきだと考えますが、いかがですか。

また、認可に基づき、整備計画の策定は何時になるのか、方針を明らかにして下さい。さらに、整備されるまでの間は、大雨など出水時の水害防止や水質悪化を防ぐため、地元からも度々要望書も出されている、抜本的な浚渫を行なうべきであります。お答えください。

【土木建築部長】 都市河川としての整備水準等を定めた治水に関する基本的な計画について平成9年3月に建設大臣の認可を受けた。その内容については従来から必要に応じて情報提供している。具体的な環境整備等の整備計画については、北池の大半が民有地という状況もあるが治水対策とともに今後、研究したい。浚渫については北池については土地所有者の同意が必要という課題もあり、従来から環境保全の観点で中池、南池について計画的に実施している。

光永 敦彦（日本共産党・左京区）99. 7. 2

介護保険 安定した施設運営を保障する財政措置を

日本共産党の光永敦彦です。私は、さきに通告している件につきまして、知事ならびに関係理事者に質問をおこないます。

まず介護保険制度についてです。すでに代表質問で、わが党の新井議員が府民の不安を取り除くという立場から質問を行いました。私もさらにいくつかの点について質問させ

ていただきます。

はじめに福祉施設への本府としての支援について伺います。

特別養護老人ホームの施設建設は、住民のみなさんの粘り強い運動と、わが党も強く要求する中でいくつか実現してきました。引き続き介護保険制度の実施にむけ、一人の待機者もうまい立場で、府民のみなさんと力を合わせ奮闘しまいります。

さて、介護保険制度実施後、施設の安定的な運営が望まれています。これまで施設運営にかかわって一般事務費や特別事務費などの形で人件費部分について財政措置が具体化され、本府もその一翼を担ってきました。来年から介護保険制度の施行にともなって、施設にとって、こうしたいくつかのしかも重要な措置費用がどうなるのかということが大きな不安の一つとなっています。ある特別養護老人ホームでは、開所後、長らく経過し人件費の比重が大きくなってきています。そのため民間施設給与等改善費として人件費補助がなされていることなどが、施設の安定的な運営にとっても大きな役割を果たしてきています。

入所後、最長18年経過されている高齢者の方もおられるそうですが、若い職員からベテラン職員まで、一丸となった施設のみなさんの努力で日常生活動作も安定し、落ち着いてすごされているというお話も伺いました。

このように、そもそも特別養護老人ホーム等の施設では、ハード面の充実はもちろん、ソフト、つまり寮母さん、看護婦さんなどをはじめとした職員のみなさんの果たす役割は、入所者やその家族にとっても決定的に重要な役割をになっておられます。

ところが、この特別養護老人ホームの場合、介護保険実施後のシュミレーションを独自に行った結果、現在の措置費に比べて年間1600万円近くも減収になることが明らかとなりました。しかも、民間施設給与等改善費が現行措置費用の中でも年間2200万円、総額の12%近くも占めているのです。また、開園して長い別の施設でも、シュミレーションを行った結果、明確な減収になるとともに、とりわけ、「事務費として支払われている人件費部分の不安が大きい」という切実な訴えも出されていました。

まじめに施設運営を考えれば、こういった現実に直面するのです。これらの部分が考慮されなくなると、安定した施設運営に影響をあたえ、職員の身分保障やひいては入所者にも影響をあたえることは明らかです。介護度によって金額が決められる結果、施設運営のために介護度で入所者の選別をするなどの事態を生むようなことがあってはなりません。施設の状況は極めて個性の高いものですから、実情を十分に考慮し、本府としても現在の水準を維持し施設の安定的運営を保障するうえでも独自施策を講じるべきと考えますが、いかがですか。

【保健福祉部長】 介護報酬は、現在の国の医療保健福祉委員会におきまして議論されているところ。京都府としては介護保険導入後も特別養護老人ホームにおきまして、質の高いサービスの提供が可能となる介護報酬が設定されるよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えている。

認定もれが予想される痴呆性老人などには独自の施策を

【光永】 次に「痴呆」などで「自立」と判定されたボーダーラインにある患者さんへの支援について伺います。

私はこれまで医療機関で働き、現場でつぶさに患者さんや介護を受けている方、そのご家族の方から実情を伺ってきました。この間もそういった方や施設の方からお話を聞いてきました。

ある「老人デイケア」に通所されている78歳のAさんの場合、3年前ご主人が亡く

なられて一人暮らしとなりました。それまではお二人でなんとか生活しておられたのに、具合が悪くなり、物忘れやご主人の幻覚、買い物に行ってもお店に財布を忘れるなどの老人性痴呆が現れてきました。そのため老人デイケアに通所し、リハビリを続ける努力の中で状態も落ち着いてきました。Aさんは現在、老人デイケアに週3回、それ以外は親戚の方が時々世話をしにこられ、また日常的にはご近所の方の声かけなどで自力で生活をされています。

また同じ「老人デイケア」に通所されている、妄想が激しい90歳のBさんは息子さんと二人ぐらし。「泥棒が屋根裏に隠れている」という妄想のため、家から外出することができなくなり、どこにもいけない状況でした。ところが、職員の方の努力でこの2年間、週2回老人デイケアに通所を続ける中で安定してきて、通常の生活ができるようになってきておられます。また週2回家事援助のためにホームヘルパーさんがこられています。この施設の場合、長く通所されているの方が、その治療効果もあり、状態が安定している傾向にあります。自分で簡単な買い物などもでき、一人で外出ができる方もおられるそうです。そして家では、ご近所の声かけやヘルパーさんの家事援助などの助けで生活をしておられます。

このように、行政も含めて、いろんな方が地域ぐるみでかかわってなんとか生活をしておられるというのが実態です。ところがこの施設の場合、さきほど述べたような老人性痴呆の方2～3人が認定から外れることが予想されます。こういう「自立」とみなされた方が認定からもれた場合、痴呆の症状が悪化することは充分予想されます。こういう方は、ホームヘルプサービスなど従来の保険福祉事業を後退させないとともに、本来、予防的な見地から通所リハビリをこれまでどおりの水準で続けるのが当然です。

そこで、こういった方に従来の水準が維持されるように、国に求めることはもちろん、独自施策を財政的支援も含めて持つことが必要であると考えますが、いかがですか。

【保健福祉部長】 病院や診療所でおこなわれている「老人デイケア」の利用者については、要介護認定を受けられない方に対しても医療上、必要な場合には介護保険とは別に、適切な医療サービスが提供されるものと承知をいたしている。

必要な予防施策の充実 市町村まかせでなく予算措置など具体化を

【光永】 次に、予防施策の充実についてうかがいます。

介護保険制度は、そもそも高齢者の約10%を対象にした制度です。それだけに高齢者のみなさんの生活と健康を、自治体はもとより地域ぐるみでまもる上で、行政として予防施策としての保健福祉事業の充実がもとめられているのではないのでしょうか。

本年4月に発表された「京都府保険医療計画」では、その基本理念に「高齢化の進展や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化などに伴って、治療中心から健康増進、疾病の予防、診断、治療、リハビリテーションおよび療養指導に至る一貫した保健医療対策への転換を図ることが必要です」と、高齢化の進展の中で予防措置の重要性を述べています。ところが平成9年4月に「地域保険法」が施行されて以降、本府の市町村に対する予防施策への財政支援が一般財源に移行される中で、市町村の財政的負担がかさみ、ある町では担当者が「老人保健事業はいつまで持ちこたえられるか心配」など不安の声も上がっています。今後、いっそう予防施策の充実が必要であり、市町村まかせにせず、本府として独自に予算措置も含めて具体化をはかるべきですが、いかがですか。

【保健福祉部長】 市町村の老人保健事業については、寝たきりの予防などに重要な役割を果たしている機能訓練や健康審査などにかかる経費にたいして財政支援をおこなっているほか、一般財源化がなされたがん検診についても従事する方々の質を高めるため、研

修などの支援をおこなっている。

パンフレットの説明程度でお茶を濁さず 責任ある説明を

【光永】 介護保健にかかわって最後に申し述べておきます。本府が発行したパンフレットでは、「現行制度を再編成 利用者本位の仕組みへ」「専門のサービス機関から必要なサービスが受けられます」「ご本人の希望を尊重します」などと書かれています。ところが現場では、これまで述べてきたとおり心配の声が広がっています。

世論調査でも、「毎月の保険料を徴収される」などの「制度の具体的な内容を知らない」との回答が52%を超えるという状況です。ある町では、「京都府発行のパンフレットの町名部分を差し替えて印刷したものを配布。老人会からの求めに応じて一度説明会をおこなっただけ」など、制度の説明程度に終わっているところもあり、逆に不安を大きくしています。

今後、説明会やシンポジウムが順次開催されていく予定ですが、認定審査の広域化の問題もあるだけに、事態をバラ色に描くパンフレットの配布と制度説明のみでお茶を濁すのではなく、また市町村まかせにならないよう、本府として具体的な責任を果たすことを強く要望し、次の質問に移ります。

子育て支援策 府の「子育て支援計画」の到達点をどのように評価しているか

【光永】 次に子育て支援策について質問します。

本府では、政府の「エンゼルプラン」の京都府版といえる、「京都府子育て支援計画—きょうと未来っ子21プラン」が策定され、まる3年が経過し、4年目に入っています。10年計画ですから、来年はおり返し点です。この3年間の到達にたつて、本府の責任で残る期間、ここにうたわれている課題を実施していくことは急務となっています。厚生省が発表した「1998年度版 全国子育てマップ」には数値的な到達点が明らかとされました。そこで知事に伺います。「京都府子育て支援計画」にもとづく現在の実践の到達点をどう評価されているのか、まずお聞かせください。

子どもを生み育てにくい京都府子育て支援の数値目標、財政支援など抜本的な施策が必要

さて、このプランは「みんなで子育てを支援する社会づくりを」を柱にしていることから明らかなように、行政と地域社会、企業や事業体、教育関係などを並列におき、地方自治体、行政の果たす役割をあいまいするという重大な問題をはらんでいます。また「安心して子供を産み育てることのできる環境の整備の必要」とはいうものの、児童福祉行政は市町村の責任という立場から、10年計画で基盤整備や人材養成・確保などの具体的施策がどこまで達成されるのか、年次計画や目標も明らかにされていません。そのために市町村で児童育成計画を策定している府下自治体は京都市以外にはひとつもありません。

私自身も小さい子を持つ子育て真っ最中の父親の一人として、このままでは本当に心配です。福井県は数値目標も明確にもち、年次計画で財政的支援も含めて着実に施策を進行しています。そもそも児童福祉法第2条に規定されているとおり「国および地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともにすこやかに育成する責任をおう」とうたわれ、また、厚生省自身が「保育所不足の解消や地域の実情に即した子育て支援策を推進していくためには、国の取り組みだけではなく各都道府県・市町村における取り組みがとり

わけ重要」と述べています。本府に責任があることは国も指摘しているとおりです。

このような中で、京都府は全国的に見ても、総人口に占める子ども人口の割合が、東京などに次いで下から3番目に少なくなっているように、子供を産み育てにくい自治体となっているのではないのでしょうか。それだけに「京都府子育て支援計画」を実現していくうえでも、本府としていまこそ具体的な数値目標なども明らかにして、財政的な支援も含めて抜本的な施策を取り組むことが必要ではないのでしょうか。知事の決意を伺います。

【知事】 京都府においては、子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会をめざして、平成9年1月に策定した「京都未来っ子21プラン」にもとづき、「京都府子育て支援を考える懇話会」のご意見をいただきながら、市町村や関係機関とも連携して、各種施策の積極的な推進に務めてきたところ。この間、仕事と育児の両立支援のための低年齢児童保育、延長保育の実施箇所的大幅な増加や地域子育て支援センターの増設による相談支援体制の充実、強化、さらには総合周産期母子医療センター等の整備による母子保健、医療体制の充実や子どもが心豊かにたくましく育つための親子のふれあい推進事業の実施など、確実な成果をあげている。今後とも、社会全体で子育てを支える環境整備をいっそうすすめたいと考えている。

【保健福祉部長】 「京都未来っ子21プラン」については、行政はもとより家庭、地域社会、企業などあらゆる社会の構成メンバーにより、総合的、立体的に子育て支援に取り組むための指針として策定したもの。また、この計画においては国の研究報告5カ年事業に数値目標が掲げられた施策に限定することなく、幅広い分野にわたり施策や事業を位置付けたところ。計画の推進に当たりましては毎年、各界有識者や関係団体の代表者等で構成している「京都府子育て支援を考える懇話会」において、進捗状況の点検もいただきますなかで、知事がお答え申し上げたとおり、着実な成果をみている。

乳幼児医療無料化を就学前まで計画的に拡充せよ

【光永】 子育て支援策をすすめるうえで、乳幼児医療の無料化の拡充は切実な願いとなっています。乳幼児医療の無料化は、これまで多くの府民のみなさん、子育て世代のみな

さんの「なんとか就学前までにしてほしい」という強い要望がいつか出してきてきました。そうした運動の結果、ようやく入院・外来とも3歳未満まで拡充されました。滋賀県や静岡県は、入院は就学前まで、北海道では入院5歳まで、などすでに実施している県も生まれています。乳幼児医療の無料化の導入は本府の場合、全国的にみても大変遅れましたが、「京都府子育て支援計画」を本当に充実させるという本府の姿勢を示す上でも、また、子育て世代の若い家族が安心して住み続けられる京都となるうえでも、乳幼児医療の無料化を入院・外来とも就学前までに計画的に引き上げることが今求められているのではないのでしょうか。知事の決断をお願いします。

【保健福祉部長】 昨日、代表質問で知事がお答えしたように、本年1月、子育て支援の観点から通院についての対象年齢を、入院と同じく3歳未満まで引き上げたところ。その改善内容も浸透、定着を図っていきたい。

高まる学童保育への期待

【光永】 次に学童保育について伺います。

本府でも「働いているので、なんとか学童保育で安心して放課後を過ごさせたい」「低

学年から高学年までいっしょに育ち合える場があるのはすばらしい。ぜひ設立してほしい」など学童保育に対する期待はますます大きくなっています。

すでに12市・16町、63・6%の府下自治体でなんらかの形で学童保育が実施されています。さらに加悦町では「『公立保育所の延長と学童保育開設』の請願が採択され、担当者が他の学童保育を視察し、検討にはいる」、井手町では「住民から要望がでており検討中」など各自治体の学童保育設置にむけた動きも顕著となってきています。

昨年4月1日より学童保育は「放課後児童健全育成事業」という名称で法制化されました。「京都府子育て支援計画」の中でも「小学校低学年の児童に対する放課後児童対策の充実をはかる必要があります」とし「放課後児童クラブの設置を促進します」と明記されています。ところが学童保育設置個所数が足りていないため、指導員が車で迎えにいったり、長い道のりを歩いて通うなどということも常態化しています。長岡京市に引越された小学校2年生と3年生の子をもつお母さんは「バスに乗って学童保育に通わなければならないので、かわいそうで、下の子が小学校に入る時に近くに学童があるところに引っ越してきた」など、児童をお持ちの親御さんが引っ越しをされる場合、「引っ越し先に学童保育があるのか」が基準になっているというのは常識となっています。

20人以上でも補助対象としない舞鶴市に改善指導を

そこで伺います。舞鶴市の、ある学童保育では、第二種社会福祉事業として本府に届け出を行い正式に受理されました。「法」改正にともない20名以上であれば国庫補助の対象となります。ところが、舞鶴市は「無認可保育所での学童保育に対する補助は考えていません」と説明しています。市の事業がないために財政的補助が受けられず、他の市町村の学童保育と比べても不公平な事態を生んでいます。こういう事態をいつまでも放置し、本府としても見過ごしたままでいいのでしょうか。「京都府子育て支援計画」から見ても、改善するよう指導すべきと考えますがいかがですか。

小規模学童にも単独補助の実施せよ

また、20人以下の小規模学童への単独事業を行っていない都道府県は昨年度には6府県、今年度から実施された県もありますので、現在わずか4府県で、本府は、その一つとなっています。綾部市のはずれに住んでおられたお母さんは、子供さんが学校まで往復8キロメートルかかり、学童保育もないため、子供1人で家に留守番をさせるのが心配で、やむにやまねず学童保育のある地域に引っ越しをされました。このように、安心して子育てできる環境が整ななければ、山間部などではさらに過疎化、少子化がすすむことは火を見るより明らかではありませんか。児童が少ない地域で、小規模でも学童保育が運営できるよう補助をすることこそ、自治体の役割ではありませんか。全国であと4府県だけとなった小規模学童への単独補助をしない姿勢を改め、実施するつもりがおありなのかどうか、知事のご所見を伺います。

【保健福祉部長】 放課後児童対策は、事業の実施主体である市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、施策を実施しているもので、京都府としては市町村とも十分な連携を図りながら国の制度を活用し、推進に務めている。

指導員の身分保障、障害児加算、設備補助など具体化を

【光永】 また学童保育施設は、「老朽化したプレハブで雨漏りや床が抜けた」（宇治市）「町内の集会室を遠慮しながら使用している」（亀岡市）など、施設面での実態に加え、指導員の身分は公立公営のところさえも1年雇用で再雇用を繰り返す非常勤嘱託・臨時職員が多数を占めるという状況であり、指導員の献身的努力の上に学童保育が成り立っているのが実態です。しかも不況のなか父母負担が重くのしかかり「2人目の子はもう学童にいれられない」などの実情もあります。したがって本府として、人件費補助や障害加算、施設補助など学童保育の充実と指導員の身分保障のために計画的に具体化していくべきときではないでしょうか。すでに、群馬県や埼玉県、石川県などではこうした施策は実施されています。いかがですか。

【保健福祉部長】 放課後児童対策のいっそうの充実を図るため、職員配置の見直しや補助対象要件の緩和、障害児担当職員配置などについて国に要望している。

北部地域指導員の研修・交流の場を

【光永】 また、「指導員同士の交流の場や研修の場がほしい」などの声もあがっています。すでに国では今年度予算に指導員の研修費を計上しました。本府として、研修、とりわけ要望の強い北部で、指導員の要望に沿う内容の研修を実施すべきと考えますがいかがですか。確実に実施されることを求めて私の質問を終わります。ありがとうございました。

【保健福祉部長】 指導員の研修については、市町村からの強い要望を受け、今年度実施することとしている。

島田敬子（日本共産党、右京区）99. 7. 2

1、国道9号線京都西立体交差化事業について

日本共産党の島田敬子です。私は先に通告しています3点について知事並びに関係理事者に質問します。

まず、7月の本府都市計画審議会に提案が予定されている「国道9号線の京都西立体交差化事業について」です。

「京都市西部地区の交通混雑緩和を目指すとして国道9号線の西京区御陵から右京区西院月双町までの主要な交差点について立体交差化を進める計画」との報道がされたのは昨年4月20日でした。その後、新聞以外の情報は皆無で、住民にも計画が知らされない中で、建設省は12月、西京区右京区の沿線学区のみにそれぞれ2回の住民説明会を実施し、この2月10日には、京都市都市計画審議会承認されるという超スピードでこの事業が進められています。

交通渋滞解消は利用者の願いではありますが、「果たしてこの計画が根本的な解決になるのか」との疑問の声がよせられ、同時に、僅か数時間の説明会で、「この案が最善」として、住民の声も聞かず強行する建設省のやり方に怒りの声が寄せられており審議会には意見書も提出されているところです。私も住民説明会に参加をしましたが、会場からは、「本当に渋滞解消になるのか」「右京区の南北道路などの整備はどうなっているのか」「市内で渋滞が起これば、どこでもトンネルを掘るのか」などの声が出されておりました。どの質問にたいしても、納得のいく説明がないまま、時間切れにて終了でありました。

当局の説明は、「朝夕の渋滞は最大で3.1キロ、交差化事業で新たに1000台の車の

通行が可能になり、都心部まで17分の短縮になるとしてありますが、西院月双町の出口を通過した後で、西大路五条まではあと3つの交差点があり、ここで大渋滞をきたしたのではこの17分の短縮の分は帳消しという内容です。しかも、交差点改良によってあらたな車呼び込むことになれば渋滞は現在よりも悪化することはあきらかです。

右京区の南北道路の渋滞解消になるとも説明していますが、南北の道路で通りぬけられるのは、現在、西大路どおりと、国道162号線のみです。9号線と交差するその他の道路もふくめ、右京区は「市内で最も整備が遅れている地域」との地元警察の声が出る始末です。その上、高速道路周辺部の道路整備が優先されたため、右京生活道路整備はまた先送りです。そもそも、亀岡、園部など口丹波地域の開発、洛西ニュータウン、桂坂など西京区の人口増にもかかわらず、JR西日本の山陰線の複線化はおくれ、地下鉄東西線の西進を進めなかったことが原因です。京都市は現在、地下鉄東西線が西進した場合に通過交通量はどのような見通しか、山陰線が複線化した場合にはどうなるのかなど、市西部地域の交通量調査を実施していますが、総合的な調査も終わっていない段階で、数百億円にのぼる大事業をいそぐことは大問題です。以上の点から、現段階では、府都市計画審議会にかけるべきではないと考えます。いかがですか。

この計画をすすめるにあたって、府、市、建設省でどのような協議が成されたのか、どれ程の効果があるのか、京都府としての交通量調査などの現時点での具体的な資料の提供を求めます。

建設省はこの2月に「公共事業の説明責任向上行動指針」を発表しました。その中では、「今なお公共事業にかんしては国民の間に深刻な不信感が醸成されているのは事実である。その原因に、これまでの建設省の努力が十分でなく、公共事業の実施方法が十分納得のいくものとなっていないこと、国民に対する努力が足りなかったことが考えられる。」として、公共事業の各実施段階を国民に対してさらに説明性の高いものへと改善を図ること、同時に幅ひろい情報を積極的に国民に提供し共有していくことが必要であると明記しています。この指針をうけとめ、建設省、府、市が府民に対して積極的に情報を提供し、十分な府民的議論ができるようにし、その上で21世紀を展望した計画が必要とかがえませんが指針をどのように受け止められますか。お聞きしたくおもいます。

この問題を解決するためには、単に9号線の対策だけでなく、JR山陰線の複線化をいそぎ、地下鉄東西線西進などを含む公共交通網の整備、計画中の第二久世橋の早期建設を始め、日常生活道路の整備が必要です。

一昨年ひらかれた「地球温暖化防止京都会議」の開催地に相応しく、自動車優先の交通政策を公共交通を中心としたものに転換する、自動車の総量規制をおこなう取組みこそいまもとめられているとかがえませんが、知事の見解を伺います。

この問題の最後に都市計画審議会の在り方についてですが、住民の暮らしにかかわる計画の変更が、住民のみえないところで十分な審議もされず、なんでも原案どおり了承されるというのはいかがなものでしょう。知事は一昨年4月、審議会や協議会などの原則公開の方針をしめされましたが、この際、都市計画審議会を公開して、住民参加のまちづくりが進められるようすべきではないでしょうか。知事のご見解をうかがいます。

【知事】 国道9号京都西立体交差事業についてであります。その事業はあらためて申し上げるまでもなく、慢性的に交通渋滞が顕著ないわゆる五条通の混雑緩和を目的に建設省において主要交差点を主として、地下構造により立体化しようとするものであります。この事業の計画につきましては、昨年12月に4ヶ所の会場で、のべ約460名の地元関係者の出席を得て、説明会が開催され、その後も要請に応じて個別に説明を重ねるなど幅広く理解が得られるよう努めてこられたところでございます。この際、事業内容やその効

果などをわかりやすくしめしたパンフレットも活用しながら、説明がなされてきております。さらに京都市都市計画審議会での審議や都市計画法に基づく縦覧など主要な手続きを進め、今月30日に開催予定の京都府都市計画地方審議会に附議することといたしております。また交通体系の整備にあたりましては、道路、鉄道それぞれの特色を生かしつつ、交通利便性を高めることが府民の強い要望に応え、区域の均衡度発展にも大きく寄与するところから、環境の視点おも十分踏まえつつ、これまでから府政の最重点課題と位置付け、全力で推進してまいったところでございます。今後とも府民の要望を十分に踏まえながら、道路網や鉄道網など交通体系の整備に積極的に取り組んでまいりたいと存じております。

【土木建築部長】 この事業につきましては、京都府、京都市、建設省、それぞれの立場で、その必要性等について十分に協議、調整をはかってきたところでございます。また、事業の効果につきましては、京都市中心部への渋滞が緩和されることによりまして、沓掛から西大路までの所要時間がピーク時におきまして約42分であるものが、約25分に短縮される計画となっております。次ぎに交通量調査につきましては、全国道路交通情勢調査の一環として定期的におこなわれておりまして、一般交通量調査報告書として公表されているものでございます。次ぎに住民への説明につきましては、先ほど知事がお答えいたしましたとおりでございますけれども、今後も事業を進める各段階におきまして、事業者である建設省により説明がなされていくものと承知いたしております。

なお、審議会の公開につきましては、都市計画地方審議会において、ご判断されてきているところでございます。

2、大型店の問題について

【島田】 次に大型店の問題です。私の地元右京区では、大型店の出店があいつぎ、ライフの集中的な出店に続き、京都ファミリーが8848㎡の増床計画、来年5月を目途に工場閉鎖移転をする島津製作所の五条工場の跡地約5万㎡にジャスコの出店、三菱自動車工業京都製作所のリストラにより、敷地の一部売却10万㎡にイトーヨーカドウなど超大型商業施設、スーパーの進出がとりざたされています。ジャスコはあらたな地域で出店をする一方、帷子の辻店を閉店しました。大型店は自らの利益優先でシェア獲得競争のために、地域のことなどおこまいなしだということを証明しているではありませんか。

島津五条工場の跡地再開発は、島津が100%出資の子会社「エスエスフロンティア」が中心となって推進しています。「近隣環境との調和」「地域社会の発展」「地域との共存共栄」を実現する商業を中心とした施設を検討するとしていますが、「地域社会の発展」というなら、地場の企業としての社会的貢献として、地元の発展に寄与する事業への変更、転用の計画変更をすべきです。京都市とも協力しながら、京都府として指導すべきではありませんか。また、計画をもつスーパー各社に対しても出店の自粛や計画中止を強く指導するよう求めますがいかがですか。

また、府内各地で、「まちづくり」3法の施行を前にして、大型店の出店・増床が駆け込み的に増加しております。知事は、これまで、「あくまで地域の発展を図るという立場から、知事の権限を活用して、商業振興とまちづくりとの調和を図る」と答弁してこられました。大型店の出店の野放しは地域の発展に重大な影響をおよぼしているわけですから、この際、大型店の進出による影響調査をおこなうべきではありませんか。かつて、1991年に京都府が補助金を出して、商店街組合調査事業が行われました。商圈構造変化の予測結果として既存商店街にどのような影響がでるか克明に記載された報告書は、その影響が余りにもおおきいために、府民の前には公表されなかったわけですが、あらためて、中小小売

店や地域経済、まちづくりの観点、環境問題も含む影響調査をおこない、住民に結果の公表をおこなうこと。その上で商業集積の在り方などの積極的議論を住民参加ですすめる必要があるのではないのでしょうか。知事のご見解をうかがいます。

【商工部長】 まず、島津製作所五条工場の土地利用につきましては、民間企業の土地利用にかかわることではありますが、地域振興に結びついた活用をご検討いただくようお願いをしているところでございます。また、大型店の出店・増床につきましては、大店法の趣旨に沿って、国をはじめ、各関係機関と十分な連携をはかりつつ、商店街への影響や交通問題など地域の実情を踏まえた調整となるよう適切な指導をおこなってきております。その結果、他府県と比べましても大幅な店舗面積の削減などが実現しているところでございます。今後とも市町村等と十分連携しながら、去る2月8日に設置いたしました京都府町づくり推進連絡協議会などを活用いたしまして対応してまいりたいと考えております。

3、「京都府保健医療計画」について

【島田】 次に、4月に改定された「京都府保健医療計画」について質問いたします。

基本理念では、「医療に関して地域的偏在がみられ、医療不足地域がなお残されている」として、「地域の住民が等しく、必要なサービスをうけることができるよう体制整備を図られる必要がある」とうたわれているように、地域偏在はいっそう広がっているのが現状であり、救急医療体制の整備についても進んでいないのが現状です。平成8年度の京都府民の意識調査では、「病院など医療施設の充実」が43%、「休日夜間、緊急連絡体制の充実」が64%という声に示される様に、一貫して府民の切実な要望です。安心して暮らせる町づくりの拠点として地元で安心できる医療機関をつくることは府政の重要課題です。

具体例を申し上げます。中部医療圏をみますと、前回計画とくらべて、既存病床数は66床増加したものの、人口の増加などから厚生省の基準を適用した必要病床数の不足は224床になっています。

亀岡市では、公的医療機関の整備が大きな住民の願いとなっておりますが、平成8年3月に発表された「亀岡市公的医療施設整備に関する基本構想」によれば、亀岡市における人口10万人当たりの一般病院は全国平均を大幅に下回り、総合病院は一施設もなく、一般病床数は全国平均の54.9%、医師数では全国平均の40.5%という低水準に止まっている。救急医療の管外搬送は11.9%にのぼり救急医療の面からも充実が必要」とされています。3月の亀岡市議会で、市長が「病院建設を切望する市民の思いの高まりを、具体的な政策に結び付けるとし、主要な課題の一つに「65床の病床配分という現実」をあげています。府医療審議会の答申で亀岡市の要望に応えず、65床しかあたえなかったところに問題がありますが、計画の見直しで、必要病床数が中部圏域に59床増えましたので、地元では期待も広がっているところです。この配分はいかがされますか。府として強力な支援が必要と考えますがいかがですか。現時点での進捗状況と知事の見解を伺います。

【保健福祉部長】 まず、亀岡市の検討しておられる病院につきましては現在、研究会を設置し、地域の医療システムの中でどのような医療機能がよいかなど、多角的な検討がすすめられていると伺っているところでございます。…医療圏を含め、各医療圏ごとの病床配分につきましては、今後増床等希望される病院や地元市町村、医療関係団体等のご意もお聞きする中で、京都府医療審議会におきまして、近況にご審議いただくことといたしております。

【島田】 今回の計画には、療養型病床群の整備目標が明記されました。中部圏域では整備目標の265床を上回って、すでに323床が療養型病床に転換しており、亀岡保健所管内では一般病床419床のうち271床、52%が療養型病床群に既に転換しているという問題です。一般医療を担ってきた3つの主要な病院が次々と転換をしています。これでは、一般医療や救急患者さんを受け入れるベッドの不足はいつそう深刻になると危惧されます。介護保険法が来年4月スタート以後は療養型が介護保険対応の施設になりますが、今後、療養型病床群の扱いは保健医療計画の中でどうなっていくのか、伺います。一般病床にカウントするのはごまかしだとかんがえますがいかがですか。

民間医療機関が生き残りのために、このような病床転換をしていく中で、亀岡に総合的公的病院建設の緊急性がますます高まっていると思われませんが、いかがですか。

【保健福祉部長】 老人病棟からの転換をはかられているものが多く、かならずしも一般的な医療を担う病院の病床数に影響を与えるものではないというふうに考えております。また、介護保険にかかる医療型病床群につきましては、「保健医療計画」と整合をはかりつつ、今後策定いたします「介護保険事業支援計画」に基づきまして、市町村や関係団体のご意見を踏まえながら、適切に指定してまいりたいと存じます。

4、救急医療体制の問題について

【島田】 次に救急医療体制の問題です。現在初期救急では、府内の在宅当番医制は7地区でしかも、年末年始、盆位しかやっておりません。休日夜間急患センターは13市町村にしかなく、しかも深夜帯は府内でゼロという状況です。たのみの救急病院は地域偏在が著しく、府北部、南部、中部の救急病院のない地域は夜間無医地区となります。また、救命救急センターの3つが市内に集中し、府下にゼロというのは大問題です。小児救急、精神科救急の遅れもこれまでから指摘して参りました。今回の保健医療計画で、救急医療対策の推進として、とくに、休日・夜間の初期救急体制の確保、眼科、耳鼻咽喉科の救急などの充実、小児の二次救急医療体制の整備・充実についての検討、北部地域での三次救急医療体制の充実などがあげられていますが、具体化が急がれます。とりわけ、夜間診療所など、初期救急医療の整備について市町村に対する支援の一層の強化など、本府の主体的積極的取り組みが必要です。また、一昨年12月に発表された国の「救急医療体制基本問題検討会報告書」を受けた救急医療制度の見直しも含め、開店休業となっている救急医療体制等整備協議会を再開し、関係機関の検討を開始する必要がありますがいかがですか。

これまでから、私は府立病院や府立医大が、最終的に責任をもつことの重要性を指摘して参りましたが、先の「報告書」では、救急医療体制において公的病院が中心的役割を果たすべきこと。すべての大学医学部付属病院等が「救命救急センター」としての機能する必要があること。大学医学部における救急医学講座の整備、特殊救急に対応できる医師の養成を大学本来の使命であると強調しています。先にのべました府北部における三次救急体制を充実するために与謝の海病院が役割をはたすこと、精神科救急医療体制の整備における府立洛南病院および府立医大病院の体制の充実などを強く要望します。

最後に府救急医療情報システムについてです。現在の京都府救急医療情報センターの情報は、医療機関のみにオープンにされ府民には全く提供されておりません。病気やけが、子供のひきつけや発熱に対する簡単な処置の方法などの情報提供に関して府民の要望は強いものです。現在は、119番に相談の電話がかかり、消防救急が対応している状況です。京都府の安心子育てテレフォンはテープレコーダーがまわるのみで相談にはなっておりま

せん。

厚生省健康政策局が1977年にだした「救急医療対策事業実施要綱」は救急医療情報センターの業務として情報提供や相談事業をあげており、先の報告書でも、「住民に対する十分な情報を提供する体制をつくる」と明記されております。大阪府では、救急医療情報センターが、市民からの相談電話を専門に担当するオペレーターが24時間体制で相談にのり、府内全域の救急医療機関の情報にもとづいてどこに連れていけばいいのかなど常駐する医師の判断による助言がされています。救急医療情報センターを改善し、府民の誰もがアクセスできる救急医療情報システムの構築、相談窓口を設置することが必要です。いかがですか。見解をうかがいまして、質問を終わらせていただきます。

【保健福祉部長】 従来から、初期、二次、三次にいたる体系的救急医療体制の整備を促進いたします一方、小児科、眼科など特定の診療科を…する救急…医療機関のご協力もいただくなかで、その推進をはかっているところでございます。また、公的病院は、それぞれの地域で救急医療の中心的な役割を果たしてきているところでございまして、府立の与謝の海病院や洛南病院におきましても、…救急の実施や精神科…病棟の設置など救急医療体制の整備をはかっているところでございます。三次救急につきましても京都第一赤十字病院に…を併設した府内三ヶ所目の救命救急センターを整備し、北部地域も視野に入れた広域的な救急体制の整備をはかっているところであります。こうした救急医療を円滑におこないますため、救急医療情報システムにつきましても、リアルタイム情報の提供や医療機関相互の利用可能にするなどいたしまして、その充実をはかっているところでございます。今後とも、学識経験者や医療関係者からなる医療審議会におきまして、救急医療制度のあり方も含め、幅広いご審議をいただきます中で、保険医療計画の着実な推進をはかってもらいたいと存じます。

【島田議員再質問】 ただいまご答弁をいただきましたが、質問の真意を踏まえて明瞭な答弁がなされるべきですが、この答弁がなかったというふうに思います。

いずれの場合も、京都府としての主体性、また知事としてのイニシアチブがしっかりと発揮される、これが望まれるのではないかと思います。

立体交差化事業について、住民合意がないままに強行するのは問題だと言っております。日程的に、地域の説明会を行い、そして都市計画審議会を形だけ行って、そこでたくさんの意見が出ているにもかかわらず、これに明瞭な答弁もないまま、住民合意が形成されていないまま都市計画審議会にかけるべきではありません。

パンフレットによる説明なども確かにされましたけれども、科学的な根拠、京都府はそれこそ、口丹波地域、長岡京市なども含めて、京都府域の公共交通網を整備していく上で、国道9号線だけの交通量ではなしに総合的な観点から調査をする、こういう点でも役割を發揮するべきだと考えます。建設省任せではならないと考えますが、いかがでしょうか。

亀岡の病院建設の問題ですが、支援していくのかどうかということをも明瞭に御答弁を願いたいと思います。

療養型がふえ続けていく問題について、3つの主要な病院の一つは既に療養型に全部転換しておりますし、救急病院を引き受ける病院は一つしかなくなったわけです。これは、絶対に一般病床—救急医療を担う病床が不足をするということは明らかであります。この点からも、ぜひ支援を行っていくよう、また京都府としてそれこそ公正・公平、どんな地域に住んでいても安心して医療が受けられる体制をつくるために、強力な支援を行うべきだと考えます。再度御決意を伺います。

救急医療情報センターについて御答弁がなかったかと思いますが、今回、保険医療計画にはさまざまな計画が文言では書かれてはおるわけですが、例えば、救急医療情報システムの活用促進については、平成4年度、前回の本府保険医療計画でも、「地域住民への情報提供のあり方の検討を進める」として、8年たった今も同じ表現でまた載っている。一体いつになったら整備をされるのかというのが、明確になっておりません。

また、第3次救急については「北部に検討する」とまで書きながら、ごまかし答弁をするのは許されないとします。明瞭な答弁を求めて、質問を終わります。

【知事】 いろいろ住民の意見が十分出ていないとか、議論が進んでないとおっしゃいますけれども、共産党のみなさんがおっしゃる住民というのは誰をさすのか、どこまで議論すればそれが満足されるのか、私たちはやはり、近代的な民主国家のあり方として法律に従った手続きを踏んで、その中で民意をくみ出すことが原則。現にこの問題につきましても、今年の5月28日から6月11日までに都市計画法に基づく、土地計画案の縦覧をいたしまして、ここで住民の意見をいただいておりますので、その意見を京都府の都市計画審議会に出して、そしてそれで審議していただいて、それで民意を踏まえた決議だと。こういうことをやらなければ仕事は進まない。この点はおわかりとしますけれども、ご理解いただきたいとします。

【保健福祉部長】 先ほどもお答え申し上げましたとおり、今後増床等を希望されます病院、それから地元市町村、医療関係団体等のご意向も十分お聞きさせていただく中で、医療審議会におきまして、近況にご審議いただくことといたしております。それから、救急医療情報システムについてのお尋ねであります、この点につきましても先ほどお答え申し上げましたとおり、従来のシステムは、消防機関の利用に主眼を置いておまして、医療機関から空床等の情報を取り出すことは、できませんでしたが、平成6年度にシステム改善を行いまして、医療機関からも必要な情報が入手できるようにしたところでございます。それから第3次救急につきましても、先ほどお答えを申し上げましたとおり、京都第一赤十字病院に府内3ヶ所目の救命救急センターを整備し、救急体制の整備をはかっております。

梅木 紀秀（日本共産党、左京区）99. 7. 2

1、青少年の健全育成について

日本共産党の梅木紀秀です。通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

まず、「青少年の健全育成」について質問します。

私は、これまで、子どもと教育をめぐる問題について、三〇人学級の実現や教員配置基準の改善など、おもに学校教育の分野から質問してきましたが、今回は、学校教育以外の分野に焦点をしばって質問させていただきます。

子どもと教育をめぐる問題は、家庭や地域社会の教育力の低下、テレビやマスコミの問題、社会全体のモラルの低下など、「社会のあり方」そのものが問われている問題でもあります。したがって、子どもたちの健全育成の取り組みは、社会全体で、住民総ぐるみの運動として取り組まなければならないと私は思います。そういう住民総ぐるみの運動をどう発展させるのか、ここに行政の課題があると私は考えます。

そこで、重要と思われる四つの観点から、行政の課題について提案し、質問いたします。

第1に、「住民参加のシステム」をつくること、
第2に、タテ割行政の弊害をあらため、子どもを中心にすえた「総合的な青少年行政のシステム」を作ること
第3に、子どもの現状と課題を常にリアルにとらえて、「有効な施策」を具体的に充実させること
第4に、子どもの権利条約を、あらゆる分野において、社会全体に浸透させることの4点です。

第1の、住民参加の問題ですが、川崎市の例を紹介したいと思います。川崎市では、子どもたちの健全な育成のためには、子どもの権利条約の精神を市民に広め、権利条約を市民生活に定着させることが必要であると、仮称「川崎市子どもの権利条例」を制定する取り組みをすすめています。じっくりと時間をかけて、2002年2月までに条例をつくることを目途に、子どもを含めた市民参加で、議論をすすめるという計画で、市内七つの行政区に「川崎子ども会議」をつくり、51の中学校区には「地区教育会議」を組織しています。それぞれの段階で、条例案についての議論をくりかえし、この議論の過程を通じて、子どもの置かれている状況を市民が共通認識にし、子どもの権利条約について理解を深め、家庭や地域社会での取り組みがすすんでいくという考えですが、私は、こういう住民参加の取り組みこそ求められていると思うのです。

さて、本府においても、新しい「青少年プラン」の策定にむけて、すでに昨年7月に青少年問題協議会に諮問が行われ、作業がすすんでいると聞きます。川崎市のような住民参加の議論を通じて「青少年プラン」の作成はできないのでしょうか。せめて、地方振興局レベルで、広く一般住民が参加して意見を述べ合う公聴会やシンポジウムなどを開けないでしょうか。京都府青少年問題協議会の会長でもある知事のお考えをお聞かせください。

川崎市の場合、条例制定の担当窓口は教育委員会になっています。お聞きしますと、住民参加のためには、教師や子ども、PTAはもちろん、社会教育関係団体と関わりのある教育委員会が窓口になるのが一番ふさわしいとのことでした。本府においても、教育委員会の果たす役割は重要です。社会全体で、青少年の健全育成の取り組みをすすめていくために、教育委員会が住民の意見交換の場をつくり、住民参加のシステムをつくるのが有効ではないかと考えますが、いかがですか。私は、亀岡市の社会教育課で青少年関係の仕事に携わった経験があるのですが、社会教育課の果たす役割は特に重要だと考えています。

第2に、総合的な青少年行政の確立についてです。本府においては、府民労働部の青少年課、保健福祉部の児童保健福祉課、そして教育委員会、警察本部が、関係法令や「青少年の健全な育成に関する条例」、「京都府青少年育成プラン」、「京都府子育て支援計画」などを指針に、それぞれの分野から、子どもの健全な育成にアプローチしているわけですが、「子どものため」という一点から、社会を変えていくための「力強い青少年行政」が必要だと私は思うのです。

中央教育審議会が昨年2月の中間報告で、家庭の教育力の低下を問題にし、本府教育委員会も3月に家庭教育についてのパンフレットを配布し、「父親の責任を自覚しよう」「家族一緒に夕食の回数を増やそう」と呼びかけたわけですが、一年余を経て、事態は改善されたでしょうか。いま求められているのは、問題点を指摘するだけでなく、さらに一歩すすんで、現実の社会を変えて行くための取り組みではないでしょうか。家族そろって食事をするためには何が必要か、何が阻害要因になっているのか、父親や母親の労働実態を調査すること、企業や関係団体に働きかけること、社会に向けてアピールを出すことなど、ありとあらゆる努力を尽くして、現実の社会を変えることが、いま必要なのです。そこま

での責任を自覚する青少年行政が必要なのではないでしょうか。それを、私は「総合的な青少年行政」と呼びたいと考えています。

本府においては、以前、フリースクールを開いているみなさんが、行政の支援を求めて京都府にきたところ、教育委員会は「学校教育を拒否しているのだから教育委員会の管轄でない」と門前払いし、文教課も「管轄でない」と応対窓口がはっきりしないという事例がありました。タテ割行政の弊害を感じた事件でした。「子どもに最善の利益を」という、子どもの権利条約の精神からすれば、随分遅れた行政です。子どもの問題なら、どんな問題にも対応するという点からも「総合的な青少年行政」が必要です。

そういう行政システムの必要性について、知事はどうお考えですか。また、当面「子育て支援を考える庁内連絡会議」などを有効に機能させ、連携強化が必要だと思いますが、いかがですか。

第3に、子どもの現状と課題をリアルにとらえた青少年施策の展開についてお聞きします。今日の子どもたちは、私たちの育った環境とは随分違った環境で育っています。「鉛筆を削ることができない」「生たまごを割ることができない」という子どもが増えています。これを「生活体験不足症候群」というそうです。大脳生理学や発達心理学の研究によると、これらの環境の変化が理性や感受性、言葉の獲得など人間としての子どもの発達に大きな影響を与えているということです。そこで、子どもたちの生活体験の不足を補うために、また地域や家庭の教育力の低下を補うための施策の展開が求められています。本府でもキャンプや少年自然の家の取り組みがあるわけですが、「やっています」という言い訳のレベルに留まってはならないと思うのです。もっともっと施策を充実して行かなければなりません。

本府の社会教育の取り組みを予算面から調べてみました。青少年関係だけを抜き出すことができないので、社会教育全体の予算になりますが、文部省の平成八年度「地方教育費調査報告書」によりますと、住民1人当りの社会教育予算は府下自治体の合計で、京都府は8229円、全国最下位です。下から2番目の埼玉県が1万4611円で、住民1人当たり6382円の差、これに260万府民をかけると165億円もの差になります。全国平均は住民一人当たり2万2466円で、同じように計算すると総額で370億円も全国平均を下回るという数字になります。「知事部局の事業なども合わせて考えるべきだ」というのが、前教育長の答弁でしたが、知事部局の文化芸術費、体育館費、総合資料館費、青少年育成費等を合計しても30数億円、市町村の首長部局の予算を考えても、やはり、本府および府下の社会教育関係予算は少なすぎるのではないのでしょうか。学校週5日制の完全実施をひかえ、いよいよ社会教育分野の充実が求められていると思うのですが、教育長はこの数字をどう受け止めておられますか。今後どう充実していくか、考えをお聞かせください。

子どもたちのために児童館やこども科学館、博物館、野外活動センターなどの施設を十分に整えることが必要です。一昨年、文化・スポーツ特別委員会で視察した鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターは、広くてのびのびできる充実した施設でしたが、18才未満の宿泊料、体育館などの施設使用料は無料、自然や天文などの指導スタッフも充実していました。海をテーマにした施設など特徴をもった四つの施設が鹿児島県にはこの他にもあるとのことで、教育委員会の担当者は「子どもたちのためのお金は出しおしめない」と語っていました。児童館などの福祉関係施設もあわせて、子どもたちの人間としての成長を保障する施設の充実が、本府の課題だと思うのです。青少年施設の充実について、新しい「青少年プラン」には是非、数値目標を明確にさせていただきと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

この問題の最後に、子どもの権利条約について質問します。子どもの権利については、1924年＝大正13年に「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が国際連盟で採択され、1959年＝昭和34年に国連で採択された「児童権利宣言」に発展し、さらに「子どもの権利条約」へと、人類の未来への願いが託されて発展してきたものです。子どもたちの問題を考えるときに、人類の英知の結集である「子どもの権利条約」をよりどころにして考えるという姿勢が社会全体に普及することが必要なのではないでしょうか。

そこで、昨年6月に、国連子どもの権利委員会は、日本における普及状況を調査した結果、日本政府に「提案と勧告」を出しました。その中に、日本では、専門家の間でも子どもの権利条約の理解が不十分であるから、教師や学校管理者、中央・地方の行政職員、警察官などの専門家に子どもの権利に関する再研修が必要である、との勧告があります。また、権利条約の国民への浸透と実施状況を点検する独立機関が必要だと勧告しています。子どもの権利条約について、前教育長は、「従来から人権教育という形で取り組んでいるので、あらためて権利条約の問題を取り上げなくてもよい」と答弁されたことがあるのですが、前教育長のような認識では不十分だ、再研修が必要だと国連子どもの権利委員会は勧告しているのです。本府においても、国連勧告に基づいて、専門家の研修を行うこと、また実施状況を点検する機関、例えば「子どもの権利条約推進会議」というような機関の設置が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。知事と教育長の答弁をお願いします。

また、かつて教育委員会が後援し、会場も提供してきた各地の「子どもまつり」や「高校生春季討論集会」など子どもの健全な成長を願う住民の自主的な取り組みや、子ども自身の取り組みを大いに支援すべきだと考えますが、いかがですか。教育長の答弁をお願いします。

【知事】 現在のプランの目標年次が平成12年になっているため、京都府青少年問題協議会に新しい青少年プランの改定の諮問を行なったところ。多くの府民の声を聞くことが重要と考えている。まず府内の高校生、大学生、一般青年など3000名を対象に家族観や親子関係などのアンケートを実施したところだ。また中学生、や高校生などと直接意見交換する場を設けたり、更にシンプルな骨格ができた段階では、青少年団体と意見交換したり、各地でシンポジウムを開く予定をしている。今後21世紀を担う青少年が、心豊かに成長し、未来に夢を持てるよう府民の意見を十分に聞き、府民総参加の中で新しいプランを作っていきたい。

【府民労働部長】 総合的な青少年行政の確立について、京都府青少年問題協議会の中に教育委員会、警察など29の関係機関による幹事会をもうけ運動している。日常的には、特に関係の深い府教委、警察と定期的に会議を開催し、昨年7月には3者共同で緊急アピールを発表。親と子の悩み特別相談や啓発パンフの作成など共同した取組み。関係機関が連携を密にし総合的な取組を行なっている。

青少年施設だが、国や市町村と役割分担し、気楽に集い生活体験ができる施設の整備に努めており、現在多くの青少年が利用している。

児童の権利に関する条約について、本年3月に発表した「人権教育のための国連10年府の行動計画」はこの条約の趣旨を踏まえて作成したものだ。この行動計画に基づき、教員、警察職員、公務員などの人権教育の推進をはかることにしている。子どもの権利については、青少年問題協議会で議論してもらおう。さらに市町村や関係団体と連携し、子ども一人一人の人権を尊重する社会づくりにつとめていきたい。

【教育長】 子どもの豊かな成長は学校教育において、知・徳・体の調和が取れた発達を

基本にしながら、保護者と緊密な連携の上で成り立つ。学校・家庭・地域社会が一体となった取組を進めるため、PTAとも十分連携した家庭教育の振興や青少年育成団体なども参画した全国総合プランの推進、さらに社会教育委員のみなさんをはじめ府民の幅広い意見を反映しながら施策にの組んでいる。

社会教育費の調査についてだが、この調査は都道府県及びその市町村の教育委員会が所管している社会教育施設の経費を代表しているもの。したがって京都府の場合知事部局所管である山城総合運動公園、文化博物館、府立体育館など多くの施設が調査対象から除かれている。さらに人口の半分を有している京都市でも西京極運動公園、美術館などが対象外になっている。したがってこの調査は、全国比較の数値としては、社会教育関係施策の全体像を正しく把握しているものではないと認識している。また府内には、国立の博物館や近代美術館、民間の博物館などの社会教育施設も他府県に比べて数多く存在している。児童の権利条約に関する教員の研修については、人権を尊重する教育がいつそう推進されるよう、市町村教育委員会や府立学校にも通知し、パンフレットでも啓発している。教職員に条約を正しく理解させるために、人権に関する指導資料にその全文を記載し、個人研修校内研修にも活用できるように全教職員に配布している。

高校生春季討論集会への後援や学校施設の利用については、府教委として公教育の推進の立場から総合的に判断して対処している。

【梅木議員再質問】 青少年の育成の問題ですけれども、総合的な行政を作る問題とか総務庁が出している青少年白書を見ましても必要だと書いて、国のほうもやはり今の子どもたちの状況をどう変えていくかということ、国民全体で取り組んでいかなければならない。こういうような視点を出しているわけですが、私はそれも踏まえて本当に総合的な行政が必要ではないかと考えている。いっしょにこの問題については考えていきたい。住民参加の問題ですが、住民の意見を聞くということだけではなく、意見交換をして、お互いに討論をするなかで住民自身が高まっていく理解を深めていく、その機能こそが大事だ。だから私は社会教育の分野に期待したい、というように思っている。意見交換の場をどう作っていくのか。意見を聴取するだけでなく、住民が学習的な要素を含めて。その点について教育長に聞きたい。

【教育長】 青少年の健全育成については、教育委員会の分野については基本的に学校教育の中で行なうもの。同時に社会教育分野については、青少年プランを作成する段階で教育委員会としてもおおいに参加し、意見を述べ勉強していきたい。

2、府営住宅について

【梅木】 次に府営住宅の問題について質問します。府営住宅条例が一昨年九月議会において改定されました。私も日本共産党府会議員団は、働き盛りの子育て世代が団地から追い出され、「自治会活動の担い手のいない団地」「コミュニティーに欠ける団地」が作り出されることなど問題点を指摘し、この改定に反対しました。2年近くを経て、指摘どおりの問題点が明らかになってきました。

まず、特別賃貸住宅の問題です。左京区岩倉の府営長谷団地は9棟350戸すべてが特別賃貸住宅です。1棟の場合、府営住宅条例改定前は月2万4500円だった家賃が、特別賃貸住宅の入居収入基準が高いために、入居可能な最低の収入基準の世帯でも、月3万1700円になり、7200円も家賃が高くなります。収入ランクが2つあがるとたちまち近傍同種の家賃ということで4万2000円になります。最近のマンションの売出しチラシを見ますと、築31年、38.7平米の長谷団地の一棟より建築年が新しくてもう少

し広いマンションが、頭金250万円、月4万円、ボーナス時14万円、15年払いで、購入できます。働き盛りの年代の世帯が思い切ってローンを組んで随分転居していきました。いまさら15年、20年のローンは組めないという定年間近の世代、すでに年金生活に入った高齢世帯の比率が高まっています。一方、空き家が増え、昨年11月には入居募集四戸に対して応募ゼロという驚くべき事態が発生しました。そして今年二月は募集三戸に対して入居2戸、3月は募集四戸に対して入居2戸、現在約30戸近くが空き家になっています。6月も募集8戸に応募5戸という状況です。団地に住んでおられるみなさんから、空き家が増えたまま、高齢化がすすみ、「団地の清掃や自治会活動にも支障が出ている。なんとかしてほしい。」という切実な声が寄せられています。特別賃貸住宅以外の一般の府営住宅についても、居住者の高齢化による自治会活動への影響など問題点は共通しています。

この府営住宅条例の改定は、国の公営住宅法の改定に伴って全国の公営住宅で一律に条例改定が行われたものです。昨年9月議会の反対討論でも述べましたが、そもそも、公営住宅法は衆議院でたった2時間、参議院でたったの5時間、全く不十分な審議のまま、日本共産党の反対を押し切って可決されたもので、その後、全国で矛盾が噴出しています。大阪府では、平成10年度の家賃収入が、平成9年度に比べて55億円も減ったため、住宅修繕費を30億円近く削減しています。入居者の収入基準を下げ、収入が少し上がれば近傍同種の家賃の2倍も取り立てて、働き盛りの世代を追い出し、その結果、家賃収入が減って自治体の財政を圧迫する。それが、修繕費の削減というかたちで住環境の悪化をもたらしているのです。二重三重に問題点が明らかになっている公営住宅法の是正を国に求める

べきです。同時に、特別賃貸住宅は公営住宅法を適用しなくてもいいのですから、入居基準や家賃の見直しなど、居住者の声を聞いて府の裁量で独自の改善を行うべきです。いかがですか。

【土木建築部長】 府営住宅について、公営住宅法の改正については、真に住宅に困窮する方々の居住の安定を図るとともに、いわゆる応能応益家賃制度の導入などを目的として昨年四月から施行されたばかりであり、その趣旨に従い対応していきたい。岩倉長谷団地をはじめとする特別賃貸府営住宅は、中堅所得者向けの公的住宅として府独自で建設したものの。認定収入基準、家賃については、平成9年9月の京都府府営住宅管理審議会の答申を尊重して定めたもの。今後も中堅所得者向けの府営住宅として運営していきたい。

【梅木議員再質問】 府営住宅について質問する。空家が府営長谷団地で増えている。三十軒空家がある。一軒3万数千円の家賃として1ヶ月100万、1年で1200万円。こういう空家の借りていない収入が全体増えてきている。大阪が55億円家賃が減ってきているといったが、京都も国の公住法の改定の影響で下がってきている。国の言いなりになっていいのか。言うべきことは言うべきだ。をどう言う風に解消していくのか、財政とも関わるのでどう考えているのか、長谷団地どう考えているのか教えてください。国に対して公営住宅法どう考えているのかももう一度教えてください。

【土木建築部長】 空家については順次募集している。先ほど申し上げたように、昨年4月から改定したばかりなので、その改定も審議会の答申をふまえてやっているもので、今後ともその方向で進めていきたい。

3、ダイオキシン分析機器の導入について

つぎに、ダイオキシン分析機器の導入について質問いたします。昨年9月議会の代表質

問で、私はダイオキシン分析機器の導入を知事に求めました。知事の答弁は「安全性の確保などさまざまな研究課題がある」と前向きではありませんでした。また、12月議会でも三木議員の質問に、企画環境部長は「民間の分析機関を効率的に活用している」とこれまで前向きでない答弁でした。その後、全国的に県あるいは政令指定都市で導入が相次いでいます。3月18日付けの「官庁速報」によれば、環境庁はダイオキシン検査機器を「2002年度末までに、全都道府県と政令指定都市に導入の方針を固めた」とのことですが、本府の検討状況をお聞かせください。

いまだに「民間の分析機関を利用したほうが安上がりだ」と考えているならば、行政の責任放棄と言わざるをえません。昨年、工場の土壌から、トリクロロエチレンなどの有害物質が検出され、地下水の汚染が問題になりましたが、すべて京都府が責任をもって検査し、府民にその数値を知らせています。ところが、ダイオキシンについては、万一、京都府下において、能勢町のような事件が起こった場合、今のままでは京都府が責任をもった検査をできません。談合事件をおこした民間業者の検査結果を信用せよということになるではありませんか。すでにダイオキシン検査機器を導入している香川県の環境研究所を、昨年視察した際、所長さんに「民間の分析機関を利用したほうが安上がりになるという考えもあるが」と質問しましたら、即座に「行政の責任放棄です」と答えられました。環境先進県をかかげる本府が、「分析機器もない」というのでは問題になりません。直ちに導入すべきです。回答をお願いします。以上で質問を終わります。

【企画環境部長】 ダイオキシン分析機器の整備について 京都府としては化学物質による事故対策の観点から、分析者の安全の確保や排気等による外部への影響など、様々な研究課題があると考えている。ダイオキシンの検出体制にとってもっとも重要なことは信頼できるデータがより早く認識できることと考えており、これまでもくり返し答弁してきた通り、民間検出機関においてその経済性、作業性の向上も図られてきており外部に委託していることがダイオキシン対策に支障がきたしているとは考えていない。なお、国が今年3月30日に策定したダイオキシン対策基本指針において、ダイオキシンの排出総量を今後4年以内に平成9年に比べ9割削減するとの目標を示すと同時に、検査体制の整備について、平成11年の予算で更に推進する一方で、公的検査機関とならんで民間検査機関をも育成拡充するとうたっており、その動向にも注視していきたい。

【梅木議員再質問】 ダイオキシン機器は是非購入していただきたい。

● 他党派の一般質問の概要をご紹介します。

西田 昌司（自民党、南区）99. 7. 1

1、教育問題について

勤労体験学習「トライあるウィーク」を早期に実施するように要望。府立植物園での

自然体験学習の場として積極的に利用を

【府民労働部長】 植物園での体験学習は非常に有意義。小中生を対象に相談会。昨年から「森と川の教室」。引き続いて小学校の先生の講習会。今後とも教育委員会と学校と連絡を取り合って推進したい。

【教育長】 自然体験学習、南山城。るり溪自然の家で教職員に対する研修。昨年度から植物園で研修。今後とも積極的に取り組む

2、新長期計画について

【西田】 21世紀は20世紀に無くしてしまったものを取り戻す世紀。それは「家族や故郷」。20世紀は、誰もが自分の意思にもとづいて生きることが出来る社会を作れば豊かな社会ができると思ってきた。そのようなことを理念にして、国づくりをすすめてきたのが、アメリカであり、ソ連。しかしソ連はその方法として共産党の一党独裁の仕組みを選択したため、何もかもが解放するつもりが、何もかもが共産党の独裁に支配され自己崩壊した。アメリカは、あまりにも個人主義を推し進めたため、社会全体が病んでいる。日本はそのアメリカの後追いをしようとしている。日本は経済的に豊かになったが、そのことばかりが肯定的に取り上げられているが、光もあれば影もある。社会で一番弱いお年寄りや子どもの姿を見ればよく分かる。お年よりは、世界で一番幸せなどと思っていない。寂しさを訴える人が増えている。子どもも。取り戻すためには、家族と故郷の再生しかない。故郷での雇用と住宅供給が必要。経済効率だけを念頭に置いた政策は日本において用済み。政策の力点は故郷で家族と共に暮らせるということに。

このことを念頭において政策を考えると判断しやすい。例えば、京都縦貫自動車道をはじめとする広域交通網の整備は、共産党などは大型公共事業は反対など叫んでいるが、田舎での雇用創出や、田舎に働きながら都会で働くために不可欠のもの。介護保健制度などは、悲惨な家族介護から家族を守るという一面はあるが、逆に家族制度の崩壊に拍車をかける部分も多分に見られ、実施状況を見ながら見なおしすべきだ。戦後の価値観にとらわれず、21世紀の方向性を長期計画に生かすべき、知事の所見は。

【知事】 家族のふれあいの欠如など、全く同感。昨年知事選挙での「私の政治姿勢」という項目で「人、家族、地域社会を大切に、男女ともに各世代が、公平公正、安全安心で生き生きと暮らせる京都をめざします」と府民にも知らせている。新しい総合計画では府民みんなが生き生きと暮らしていける府を目指して計画を策定したい。

3、財政問題について

【西田】 京都府の財政状況は待ったなしの状況。来年度既に今の段階で460億の終始不足、この状態が数年続くことが予想されている。収入の見とおし不十分。頼みの綱の財政調整基金も底をついている。その他の基金を合わせても、来年度の終始不足分を埋めるのがせい一杯。290億の赤字で財政再建参件団体指定と聞いている。来年度中に抜本的な対策を打たなければ財政再建団体に。知事の方策検討中とのことだが、結論を近々のうちにしなければ時間切れになる。

共産党は、大型公共事業をしたことが府の借金を増やし、そのことが務財政危機を招いたとしているが、しかし、公共事業にともなう起債の償還については、国からその一定割合が交付税措置をされている。むしろ急激な収収減のため基金だけでは対応しきれなくなってしまったことが問題。共産党は何ら知事に攻める立場にない。なぜなら彼らこそバブルの絶頂期に今頼みの綱となっている基金の積み立てを盛んに非難してきた張本人だからだ。こうした無責任な主張は、まさに天につばをするものであり、彼らの主張通り予算

の執行をしていたら、もっと早い時期に京都府は財政破綻してきただろうことは疑いない。今日の財政危機は、東京、大阪、神奈川など大都市を抱える自治体に共通した問題。税収の一番の柱の法人住民税や法人事業税など企業の所得に対して課税される税が、不況により著しく落ち込んでいることがその一番の原因。大都市を抱える県では、好況時には税収も大幅に伸びるが、これだけ不況が続くと毎年の税収は減る一方。過疎県では企業課税に頼れる税金の割合自身が少ないため、変動の割合は案外少ない。大都市圏の都道府県ほどその落ち込みは大きい。変動を補填するため、地方交付税の補填の仕組みがあるが、100%にはならない。政府自身がそれ以上に財政困難の状態がある。根本的には税制や自治体の財政の仕組みそのものを検討しなければならない。しかし待ってられない。今必要なことは、共産党のような無責任な財政運営批判ではなく、これからいかにしてこの危機を乗り切るかだ。バブル時代に知事が共産党の主張していた政策をそのまま実行していたのならともかく、現在の財政難を招いたのは、知事の責任というより日本全体が大きな転換点にさしかかっているからだ。問題はこの転換点をどれだけ、真剣に捉え改革するかという知事の姿勢だ。そのことこそ問われる。

知事に問いたい。今後数年間毎年4～6百億の歳入不足が予測されている。歳入の増加は見込むことはできない。残る方法は、歳出面をいかに削るか、一過性の見直し策でなく抜本的なものに。公共事業などの見なおしも必要だが、その金額も十億や二十億ではなく、数百億円のものするためには、府全体で3200億円といわれる人件費の見なおしに手をつけることは避けられない。見なおしはシビアなものに。議会も例外ではない。問題は知事のリーダーシップ。後手後手では危機は拡大する。民間の企業経営者も必死の努力、その要諦はこれ以上赤字が出ないように一挙にリストラすること。自分の身の丈にあった経営にしなければ、どんな大企業でもつぶれてしまう。給料の減額しかないことは明らかだ。知事が慎重になるのはわかるが、人件費、公共事業、府民サービス。逡巡している間はない。大胆なリストラをして明日生き残るのか、リストラに躊躇して明日死ぬか二つに一つの選択しか残されていない。所見を。

【総務部長】 躊躇することなく行財政全般にわたる抜本的なリストラに取組み、財政構造の改革を行なうことが不可欠。そのため、一切の聖域を設けることなく、全ての歳出にわたり、ゼロベースの視点から厳しく点検評価し、事業の見直し、休廃止や制度の見なおしといった措置。などの取組を全庁一丸となって取り組む。

山本 正（府民、宇治市・久世郡） 99. 7. 1

1、乳幼児・児童の虐待について

虐待の未然防止や早期発見などの対策を積極的に進めるべきだが、そこでうかがう。乳幼児・児童の虐待問題について、抜本的な対策、また表に現れない潜在的な虐待への対処策を講じるため、実態を把握する調査の必要があるがどうか。保育所、福祉事務所、子育て支援センター、教育委員会等の関係機関との連携、ネットワークを構築して虐待問題に対応すべきだが、どうか。

【知事】 児童虐待の問題は、顕在化しにくい特性があり、学校や、保険所、医療機関などの相談や通報など、実態把握に努めている。昨年度、相談・通報に役立つリーフを作成した。平成九年度に、児童相談所中心に地域のネットワークをつくり、ケースに応じ児童の一時保護などの適切な対応を行ってきた。また民生委員などに早期発見の研修をおこなってきた。今後も児童福祉法に基づく保護措置など、毅然とした対応とともに、未然防止に努める。

2、黄檗停車場線・隠元橋の拡幅、架け替えについて

【山本】 黄檗停車場線・隠元橋の拡幅、架け替え工事は、交通渋滞の解決策として期待されるが、次の点について所見をうかがう。

隠元橋の架け替え工事について、これまでの進捗状況および今年度の事業予定はどうか。また今後の見通しはどうか。隠元橋を中心とする抜本的なアクセス道路の整備が必要と考えるが、どうか。

黄檗停車場線・隠元橋の架け替え整備に関連して、六地藏神足線にはどう対応されるのか。

【土木建築部長】 隠元橋の架け替えについては、設計を終え、現在、工事着手に必要な用地確保にむけ地元等と調整を進めているところ。この事業は、宇治川の河川改修事業と一体となり施工することが必要となることから、建設省とも調整を図りつつ進めている。この事業は、円滑な道路事情の確保、歩行者等の安全などを勘案し、昨年度に事業化したもの。宇治市東部地域の渋滞対策や良好な都市形成のために、道路ネット形成が必要。このため、宇治市をはじめ関係市で、今後の街づくりの方向を念頭に置き、六地藏神足線を含め協議・検討をしており、府としても連携してすすめる。

3、魅力ある高等学校づくりに関連して

【山本】 高校生の中途退学の原因として、保護者のなかには授業が難しすぎるとか先生の教え方に問題があるなどの「学校側の責任」を指摘する声もあるが、生徒本人だけの責任とせず、学校側においても入学してきた生徒への責任としてとらえ対応すべきである。中途退学の原因、および対策について所見をうかがう。

新しい学習指導要領は、修得単位数の縮減など、教育課程の編成をより弾力化する内容を盛り込んでいるが、保護者からは大学入試にあたっての学力問題での不安が上がっている。新しい学習指導要領への対応、および学力水準問題での所見をうかがう。

高校の入学者選抜に関してうかがう。(1)選抜方法の多様化や選抜尺度の多元化の観点から、文部省が入学者選抜の改善について通知をだしているが、どのように改善してきたのか。今後の課題は何か。(2)山城地域の2類が一部で定員割れし、また北部の1類と山城地域の2類の学力診断テストの結果が、科目によっては逆転していると聞く。このように、類型の本来の目的とちがう状況が生じるなかでは、例えば、一定水準の学力を尺度として定員を定めるなど、入学選抜方法を改善すべきと考えるがどうか。

【教育長】 中途退学生徒は、一年生が過半数であり、中学三年次における進路選択に際し、明確な目的意識をもてるよう、体験入学や学校公開など、高校教育に対する理解を深める取り組みを進めている。また、新入生対象に高校生としての自覚や生徒同士の人間関係を深めるための宿泊研修授業を実施している。魅力ある授業づくり、生徒一人一人の課題をつかみ、中途退学防止に努める。

平成15年以降の円滑な実施にむけ検討中。学力については、新しい学習要領では、「知識の量としての学力観」から転換し、「自ら学び考える能力の育成」を狙いとしている。基礎、基本の徹底など学力向上をはかり、希望進路の実現に努め、保護者の期待にこたえる。

入学者選抜の改善については、生徒の目的意識と部活動などの充実を目的とした選抜を行なう推薦入学の拡大など、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化を進めてきた。今後とも、学習意欲の改善につながる入学者選抜の方法について検討を進めたい。

普通科第2種について、希望入学枠の拡大、類型の変更や学級数の適正配置などを行な

ってきたが、今後とも学力伸長の目的がいつそう達成できるよう努めたい。

佐藤 宏（公明党、右京区） 99、7、2

1、行財政問題について

中期財政見通しは、議会を含む全庁的な行財政改革の断行とともに、一方では府民と痛みを分かち合うということも示唆していると危惧する。財政硬直化の外的要因や歳出構造による必然性の分析とあわせ、知事の行財政運営のあり方の深刻な精査と認識を府民に説明すべき

府民生活の充実と向上は図られるべきで、財政問題を理由にしての後退は断じて回避されなければならない。本府の財政構造の新たな構築にあたっては、府民生活を守る姿勢を強く貫き、21世紀に希望と安心を見出すことができる展望を明らかにすべきと考えるが所見は。

第二次行政改革推進大綱の年次ごとの具体的な実施項目や取り組み目標を明確にし、年次ごとの達成評価を明確にし府民に公表すべき。

経常収支比率経常人件費比率などの改善目標を設定し、目標達成のための進行管理計画の策定をあわせて示し、財政構造の改革を推進すべき。

短期的な取り組みと長期的な取り組みを区別し、「財政健全化への緊急対策期間」も設け集中的に全庁的な取り組みで推進すべき。

市町村にしわ寄せし、負担が転嫁される可能性はないか。

職員の能力開発、勤労意欲の向上のため、年功序列型の人事システムでなく、実力評価主義を確立せねばならないがどうか。結果として人件費抑制の効果もある。

【知事】 きわめて厳しい財政状況を克服し新しい世紀にふさわしい京都府作りを進めるには現在の行財政の状況を見直し、限られた人的・財政的資源を最大限に生かすことのできるよう抜本的行財政改革に取り組んでいかねばならない。決意を示すため三役の給与などの減額措置を行った。行財政改革の実施は、府民の声を十分踏まえながら理解と協力の下に取り組まねば成果はないと考える。そのために財政状況の現状、経過、課題、将来の姿について十分理解してもらうのが最優先課題。あらゆる機会を通じた取り組みを進める。

多額の収支不足を解消するには一切の聖域を設けることなく施策の総点検を行うことが重要だが、当面の不況対策や21世紀の府民生活の安心安全を守り抜く決意のもとに、府民の声に耳を傾けながら行財政改革に取り組む。

【知事公室長】 第二次新しい行政推進大綱の取り組みについては年次計画を策定するとともに、毎年その進捗状況を新しい行政推進懇話会に報告し、意見を聞きながら着実に進める。

人事システムの見直しは、職員一人一人が意欲を持って自己の持てる力を発揮できるように、職員の資質能力情熱を点検評価し、優秀な人材の登用など積極的な人事配置している。指摘の実力評価主義の人事システムは、公務能率や職員の勤務意欲の向上を図る観点から目指すべき方向と考えている。この方向は、国の「地方公務員制度調査会」の調査研究会報告でも提案され、自治省でも勤務評定制度の適用に向けた研究がされているので、府としてこれらの研究成果も参考にしながら、新たな人事管理制度の確立にむけて研究していく。

公文書における外来語の使用は、分かり安く親しみやすいものであることが大切。なじみにくく定着していない用語などはできるだけ使用しないと、使用する場合は注釈をつけるなどわかりやすい表現に勤める。

【総務部長】 今後見込まれる巨額の収支不足の解消策、行財政運営全般にわたって全面的な見直しをし、計画的な財政運営を行うことが必要。4月に「京都府行財政システム21推進本部」を設置し、検討している。長期的課題と緊急避難措置として短期的に取り組む課題を明確に区分して取り組むことが必要。指摘のあった「緊急対策期間の設定」も視野に入れ財政収支の均衡の確保の目標に向け、各年度の財政収支の改善効果、剤指標への反映状況を十分把握しながら対策を講じる。

市町村との関係は、地方分権推進協議会の主旨を十分踏まえ、基礎的自治体としてその役割を的確その役割が発揮できるよう配慮を払いながら、市町村の理解と協力を求めながら非常事態の克服に取り組む。

2、公文書における外来語の使用について

【佐藤】 外来語の使用基準を設けるべきと考えるが所見を問う

【知事公室長】 お役所言葉、なじんでいない外来語などをなるべく利用しないようにしている。今後も府民に分かりやすいように心がける。

3、福祉医療問題について

【佐藤】 障害者の日常生活用具給付制度は障害者の多様なニーズにこたえるものとなっていない。利用者が自ら日常生活用具を選択できるように制度を改善するよう国に働きかけるべき。また、本府としても制度を検討すべき。

人工内耳手術は保険適用されているが、性能の向上のための交換、電池の交換は適用外。改善を国に働きかけるべき。府としても支援策を推進すべき。

【保健福祉部長】 自ら選択できる制度には、国は慎重な立場。府としては用具の給付種目の充実を国に求める。

人工内耳の手術費用は厚生医療制度などで軽減されている。交換などへの保険適用は、制度の根幹に関わる問題で国が判断する。府としては医療保険制度の充実の検討を働きかける。

4、ハイテク犯罪について

【佐藤】 ハイテク犯罪の現状は。コンピューター犯罪に対応する専門捜査官が必要だが、確保と訓練の状況は。

インターネットプロバイダー業者との防犯協力体制の構築の状況は。

コンピューターの一般利用者や電気通信事業者を対象とした防犯活動などの周知徹底についての考えは。

被害相談のためのハイテク犯罪相談窓口の設置が必要だがどうか。

【警察本部長】 宇治市の住民基本台帳のインターネット上での売買などが社会問題かした。捜査は高度な技術を要し、犯罪の増加も予想されるため、今春、専門スタッフとハイテク機器を配置した「ハイテク犯罪対策室」を発足させ、要因の訓練を実施している。

プロバイダー25業者、電気事業者、警察本部で協議会を発足させ、犯罪対策など、協力態勢の確立に努めている。

ハイテク犯罪相談窓口は、設置を検討している。

田中 英世（自民党、竹野郡）99、7、2

景気は最悪の不況から脱却する手がかりをつかんだとされており、公共自供や住宅投資を中心とした経済対策の効果が現れ、依然厳しい部分も多いが、底離れをうかがう状況と

言う。

税収が大きく落ち込む中、国も地方自治体も国債地方債を増発され、毎年経済対策を行うなど景気の下支えを行ってきた。公共投資によって地域経済に寄与するだけでなく、道路公共下水道などの整備が飛躍的な進展を見た。これは必要な社会資本整備の前倒しであり、4府総の重要な柱である地域の均衡ある発展に大きく資する京都縦貫自動車道の着実な整備促進など、遅れていた社会資本の整備であり、重要な投資で高く評価される。一部政党の「公共投資不要論」は見当違いと思う。

これら景気対策のため、国は公共事業などの増額を地方に要請し、地方も呼応し多額の予算を注ぎ込んだ結果、地方財政は戦後最悪の財政危機の局面を迎えており、まさに、このままでは、この町が倒産する非常事態を発する状態にある。

21世紀を目前にして、新しい時代にふさわしい地方自治体の行政システムの再構築が急務とされる中、本府においては第二次の新しい行政推進大綱を策定し、行財政の基本方向や、その方策を示されたが、自主財源の確保が一層困難となり、また、義務的経費の増加などが見込まれる中、今後は歳出面で疎応答の抑制に踏み出さざるを得ないものと予想される。今回の行政推進大綱には総論的にその基本方向や方策が示されているものの具体的でない。各分野における行政サービスは、今後どのように変化を生じるのか。

政府税調が外形標準課税導入を検討しているが、赤字企業にも課税することになるが、赤字法人の大部分は小規模法人であり、府内法人の7割は赤字だ。今後は地方税の安定確保という観点などから賛否両論の論議が深まるものと考えるが、私は慎重論の立場だ。赤字法人でも多くの税などの負担し、社会的責任を果たしており、慎重を期すべきだが、外形標準か税についてどのように考えるか。

【総務部長】 かつてなく厳しい局面をのりきるためには、一切の聖域を設けず、全般にわたり抜本的な見直しに取り組み財政構造の改革を進めることが不可欠。あらゆる施策について厳しく精査・点検するが、その取り組みの中で不正の各方面の行政水準について、これからの時代にふさわしいあり方を十分検討し、背策の選択重点化をはかっていきたい。

外形標準課税は、現在税調で審議している。導入は税の応益原則にかない、景気変動に左右されやすい都道府県の税収構造をより安定化する上で大きい意味があり、従来から税負担の激変緩和や中小法人の負担に配慮した上で具体化を要請しており、さらにその実現に向け働きかけていきたいのでご理解を。

2、地方分権について

【田中】 地方分権一括法が成立以降、府民の暮らしや生活はどのように変わるのか。行政手続きや許認可申請などの商行為や商行為や企業経営についてプラス効果もあるがどのような影響を及ぼすと考えているのか。さらに市町村合併については、将来的には促進されると思うが、今後促進されると考えているか。

【知事】 地方分権は個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざし、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本に、期間委任事務制度の廃止、権限委譲の推進などを定めたもの。自己決定できる分野が拡大されることから、地域の実状ニーズに即した行政サービスの提供が可能になり、各種手続きなどの処理の迅速化など、府民の視点に立った行政をはかっていくことができると考える。

地方分権の流れの中で、住民自治に立脚した市町村の役割はますます高まることと認識している。市町村がこうした役割を的確に果たし住民の期待に応えるためには、行財政基盤の強化をはかることが不可欠と考えるが、市町村合併は基礎的地方公共団体である市町村にとって、地方自治の根幹に関わる問題であり、市町村や住民の自主性主体性を基本と

して、論議が高まることが大切。府としてもこうした姿勢を基本にして、必要な取り組みを進めていきたい。

3、豊かな海づくり大会について

【田中】 豊かな海づくり大会に期待するが、開催基本方針はどのように考えるか。大会を迎える側の意気込みが大切であり本番へ向けどのように気運を盛り上げるか。

【農林水産部長】 海の環境を保全し、水産資源を培養しながらかけがえのない美しい地球を21世紀に引き継ぐことを柱にしながら、漁業支援、自然豊かな地域づくりの推進、京都府観光のアピールなどを京都府実行委員会決定した。

テーマ、マスコットなどを公募し9月をめどに決定、1年前のイベントや、この夏のイベントの共催事業としての位置づけ、網野海づくり少年団への活動支援や地元市町、各種団体の行事でのマスコット活用などで大会気分を盛り上げたい。

4、商工業の振興

【田中】 大宮町周枳に今年度新しい工業団地立地へ向けた調査を予定していると聞くが、調査計画の概要は。住宅地の確保も重要な課題だろうか。

丹後が活力ある地域を取り戻すには、交通網の整備や工業団地、住宅地の早期造成が最重要課題だが所見は。

国の緊急雇用創出対策を、本府においてどのように取り組むか。目標は達成できるか。

【企業局長】 丹後地域活性化には、鳥取・豊岡・宮津自動車道を中心とした道路交通網の整備と連携した産業集約拠点を整備し、若者の雇用の場を確保することが極めて効果的。新たな産業拠点には、地域への波及効果の大きい産業を導入することが重要。

織物や機械金属など既存の地域産業を生かし、丹後の豊かな文化や自然といった地域資源の活用を図りながら、進出企業と地域の企業が交流提携できるような産業拠点としたい。

今年度は、大宮町周枳地区において、用地や水資源確保の見通し、土地利用計画、造成計画のほか事業の採算性などの調査権等を行い、事業化の多面性を見極め、来年度基本計画作りに取り組みたい。住宅地については産業拠点と一体的な整備は用地の確保などから困難が予想されるので、若者の定住促進をはじめとする、まちづくり全体の問題として地元大宮町の考えを十分聞く。

【府民労働部長】 補正予算が今国会に提案される予定。府としてすみやかに対応できるよう、国の動向に目を配り、情報収集に勤めながら、最大限の雇用が創出できるよう、迅速的確な対応に努める。

5、日の丸・君が代について

【田中】 21世紀を前にして国旗国歌法が提出されているが、国民に定着しており成文化するべき。反対しているのは共産党と社民党。社民は村山内閣時に認めている。両党の主張は国旗国歌もない国でよいのか。これまでの反対運動の中で、法的根拠がないとってきた経緯が、主権国家として国際社会に受け入れられている現状を無視するもので、理解できない。

私は、今回の法制化を機会に、議場に国旗・府旗を掲げるべき。5年前の調査で18議会が掲げている。今後論議が必要だ。

熊谷 哲（府民・右京区）99. 7. 2

1、医療問題について

(1) 臍帯血バンクについて①啓発②臍帯血採血の府立病院・公立病院での対応状況と今後の取り組み③今後の情報提供の計画は。

【保健福祉部長】 骨髄移植を補完する臍帯血移植は、治療として初期的段階であり、限られた総合施設のみが対応。全国9カ所の臍帯血バンクは独自の取り組みがおこなわれており、情報提供体制も含めて全国的なものとなっていない。厚生省は昨年1月、臍帯血移植検討会を設置し、当面の課題についてとりまとまがおこなわれ、将来的なバンク運営のあり方、住民の問い合わせにたいする整備、移植時の被害の救済策など引き続き検討されている。本府では重要性を考慮し、採取・保存の技術的課題について検討をすすめるため、府立医科大学に調査研究事業をおこなうとともに、近畿ブロック知事会議などを通じ、公的臍帯血バンクの具体化を国に要望。情報の共有化、事業の制度化など働きかけていく。

【熊谷】 (2) 風疹予防接種に関して①17歳以下の女子の接種率、勧奨接種制以降の予防接種の接種率は②接種率を高める啓発の強化③ワクチンの効果・副作用の実態に応じた運用の取り組み状況。

【保健福祉部長】 中学生の接種率は(全国平均は48%)72%。日本脳炎、ポリオなどの接種率80%。国の公衆衛生審議会小委員会で保護者同伴無しでの医療機関受診など制度の見直し案が報告された。京都府は独自の施策として、市町村業務を支援するためアレルギーなどがあっても安心して接種が受けられるよう相談センター設置、専門医療機関のネットワークの整備をおこなってきた。国の制度改正の動向を見ながら、接種率の向上につとめる。

2、行財政改革について

【熊谷】 ①「事務事業評価はシステム」導入にむけて、準備状況と導入のメドは②必要なところから段階的に実施、5年間程度の中期的な期間で取り組むべきでは③目標の設定、評価基準の作成、評価の解釈、フィールドバック作業など、いずれの段階においても情報公開をおこない、住民参画の自覚を促すこと。

【知事】 非常事態ともいふべき財政状況を克服し、希望の持てる21世紀の京都府社会を実現するには、既存システムに拘束されては成し遂げられない。よりいっそう府民の視線に立って自由で大胆な発想を持ち、開かれ情報のもとに府民の理解を得ながら「行財政システム」の思い切った変革を進めることが肝要。4月に「京都府行財政システム21推進本部」を設置。私が本部長となって先頭に立って抜本的な行財政改革を強力に進めていく。この中で政策の立案、執行に対して、目的、効果、効率性など客観的かつ的確に評価をするとともに府民に説明し、合意を得ていくことが重要。こうした事業の点検、評価については、予算編成等を通じておこなっているが、より効果的なあり方を検討していく。新たな事務事業評価システムについても可能な限り、早期の導入に向けて、鋭意検討をすすめていく。

3、オウム真理教について

【熊谷】 ①府内における活動状況と犯罪を許さない決意②必要な法令を駆使し、最大限の措置を講じること(要望)。

【警察本部長】 府下では約50人の信者が活発に活動している。今後とも動向を確実に把握し、警戒警備を強化し、厳正に対処していく。

工藤香代子(新政会、城陽市) 99. 7. 2

1、青少年問題について

① 新学習指導要領の移行措置により可能になる「総合的な学習の時間」での倫理感、道徳教育、性教育の取り組む姿勢はどうか。② 完全週5日制のもとでの家庭教育と学校教育の連携はどうか。③ 文部省作成の乳幼児を持つ親向けの「家庭教育手帳」と小中学生を持つ親向けの「家庭教育ノート」の活用はどうか。④ 文部省は子育て環境整備、親と子の活動振興体制整備のために「全国子どもプラン」をすすめているが、動向はどうか。⑤ 最近の青少年非行等の状況と学校教育と連携した犯罪非行防止活動の成果はどうか。

【教育長】 ① 自ら学び自ら考える力を育てることや自己の生き方を考えることなどをねいとして、国際理解、環境など総合的な課題などについて児童・生徒が主体的に学習するもので、道徳の時間をあわせた活動のなかで、倫理感や道徳性を育ていきたい。

② 家庭は子どもの心の居場所で、教育の出発点で、学校教育とも十分連携した学習資料の作成や家庭での父親の役割を考えるフォーラムの開催など、学校週5日制を見据えた家庭教育の振興につとめている。③ 家庭教育ノートなどは、対象家庭へ配布しており、今後とも家庭の教育力を高めるために有効活用につとめたい。④ 今年度、週末や夏休みなどにおける体験活動や学習機会の情報提供をおこなう子どもセンターが8箇所、地域社会での活動の支援する実行委員会が15市町で計画がすすめられており、事業が円滑にすすめられるよう、青少年育成団体の協力を得て推進委員会を組織し、積極的に支援したい。

【警察本部長】 ⑤ 昨年刑法犯で検挙・補導した少年は5168人で、3年連続増加、9年ぶりに5千人を超え、悪質なひったくりが増加、凶悪粗暴な非行が目立っている。凶悪粗暴な非行を起こした少年には逮捕も含め厳正に対処し、少年素行センターを中心に少年や保護者に対する立ち直りの支援など総合的な対策を推進している。非行防止には学校等との連携が重要で、学校と警察との連絡協議会、教育委員会との連絡会等を定期的に開催、中学校や高等学校に警察職員を派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催している。

本年は刑法犯で検挙・補導した少年の数は昨年に比べ増加傾向にやや歯止めがかかり、覚醒剤乱用少年も昨年五月末25人だったのが今年は3人と大幅に減った。今後とも学校、教育委員会をはじめ関係機関・団体と緊密に連携し、少年の非行防止にいっそう努力する。

2、新産業の育成について

【工藤】 文化や学術などの地域資源の活用し、学研都市との連携、産官学との交流などで新技術・製品開発を促進し、新産業育成に結びつけるべきだ。

【知事】 世界的な研究機関が集積している学研都市における研究成果を、京都産業の活性化に活用することが極めて重要である。昨年度から地域研究開発促進拠点支援事業（RST事業）を活用して、（株）けいはんなを含む、府中小企業総合センターや学研都市に立地する研究機関、府内の大学、企業が参加して、バイオ、新素材、情報の3分野で共同研究活動が展開されている。日本列島を縦断する大容量の通信ネットワークの拠点ができている。学研都市にはこれからも勤労体験プラザや国立国会図書館が整備されてくるので、これらも十分活用しながら、新しい産業の育成と地域の中小企業の振興をはかりたい。

3、健康危機管理体制について

【工藤】 ① 感染症等の健康危機管理のため保健所の体制を強化すべき。② 結核の発生率、検診等対策の取組みはどうか。③ エイズ対策の取組状況はどうか。

【保健福祉部長】 ① 昨年10月に健康危機管理地域連絡会議を各保健所ごとに設置し、この4月には感染症新法の施行にあわせて、2次医療圏ごとに感染症医療機関の指定や感

感染症審査協議会を設置するなど体制の整備をはかった。現在、感染症予防計画や感染症対応マニュアル作成に向け作業中で、保健所を中心に総合的・計画的な感染症対策を推進したい。

② 京都市を除く府内では平成9年の人口10万人当たりの患者数は32.7人と全国平均を下回っているが、新規登録患者は前年よりわずかに増加しており、学校検診以外の定期検診の受診率は高くない。予防や早期発見、早期治療が何より重要であり、正しい知識の普及や定期検診の受診率の向上、結核医療の経験が少ない関係者に対する研修や注意喚起など、いっそうの強化をはかりたい。

③ 京都市も含めた本年3月末の患者・感染者の報告累計22人で、全国累計4422人の約1.2%である。しかし全国的に20歳台から30歳台の感染者の報告が多いので、高校での啓発映画の上映をはじめとする啓発や保健所での無料検査などの取組みをしたい。結核やエイズをはじめとする広域的、専門的な対策を通じて保健所の機能強化につとめたい。

4、地域戦略プランについて

【工藤】 ① 地域ごとに7つつくられた「地域戦略プラン」の推進にあたり、木津川右岸の開発に関連して具体的にどのように支援・指導するのか。② 木津川右岸運動公園の早急な計画まとめと事業推進を要望する。③ 城陽市の自然環境保全ゾーンでの例外的な砂利採取許可について市議会が認めないと決議したが、どう考えるか。④ 6月19日発生した城陽市中地区の砂利採取地隣接地での陥没事故の教訓と今後の防止対策はどうか。⑤ 陥没事故の原因究明と復旧対応の業者への指導監督を要望する。⑥ 第2名神高速道路の一日も早い着工と早期供用開始を要望する。

【企画環境部長】 ① 木津川右岸地域に関係する京都南部都市地域と相楽地域では、それぞれ都市居住環境整備、緑の生活空間整備をテーマとした地域戦略プランが市町村による広域的な連携のもと策定された。府としてはこれまで、第2名神の整備、奈良線の高速化・複線化促進など、広域的な基盤施設の整備を中心に積極的に取り組み、歴史文化などの優れた地域資源を活用した山城舗道や木津川ミュージアムなどにも支援をした。2つの地域戦略プランも活かしつつ取り組みたい。

③ 今回の採取予定地は、昭和58年に府、城陽市、近畿砂利協同組合が合意した自然環境保全ゾーン内にあり、この地域では自然環境、演習場等の土地利用を保全するため、原則として砂利採取をしないこととされている。しかし、城陽市において中期整備事業の観点から総合的に検討された結果、例外として今回の採取を認める方向で城陽市議会に説明されたところ、6月30日に採取を認めないことを求める決議がされた。本件は一義的には城陽市のまちづくりにかかわる問題だと認識しており、府としては城陽市の判断をみきわめて対応したい。

【土木建築部長】 ④ 直ちに府をはじめとした関係機関により、合同の立入調査を実施し、原因究明と早期復旧を指示してきた。砂利採取に当たっては認可申請時に災害の防止対策をその都度指導している。また毎年6月実施の砂利災害防止月間にも取組みをしている。